第４章：規制機関

４．１．民営化公共サービスの監督機関

政府による「規制」機能とは、コミュニティの利益のために制定された規則（例えば、環境規制や交通安全）又はサービスの供給（民営化された公共サービスの例）に係る契約条項の遵守を監視・監督するために必要な一連の権限や手段と解釈できる。これら規制機能は、先進自由主義経済においても、基本的で、かつ他に委譲できない機能である。

アルゼンティンにおける規制機能は、責任範囲が不明確な場合もあるが、公共サービスを受け持つ公企業や公的機関に暗黙の内に委任されていたケースが多い*113。従って、公共サービスの民営化に併って、アルゼンティンの経済制度における規制機関の存在が明確に意識され始めた。公企業の民間への移管により、消費者の権利を保護する必要性が発生し、また、競争が可能な範囲では、規制緩和による競争の促進が加わっている。

アルゼンティンの規制機関は、民営化された各企業又は事業単位で計画されているが、それぞれ独立に設置計画がなされ、コンセッションの落札や資産の譲渡以降に設置された場合も多く見られる。このような状況も、アルゼンティンにおける民営化プロセスの性急さや場当たり的な面を示し、様々な問題を派生している*114。

＊政策の整合性の不足：

例えば、ガスと電力部門の規制機関は完全に切り離されており、中長期的計画の策定、代替エネルギーや省エネルギー政策の策定、電源開発に要する投資計画等を困難にしている。

他方、一次エネルギー源である石油部門は、規制機関や固有の制度枠組みが欠けている。現在の寡占市場は部分的に民営化されたＹＰＦ社の裁量に左右され、政府の指導が及ばない*115。

同じような問題は、陸上輸送部門においても今後発生し得る。

---

*113 例えば、国立原子力委員会(CNEA)は原子力発電所の運営とともに、複数の関連サービスと生産事業を運営し、核産業の安全に係る取締りや監査業務を行っている。

*114 他国の経験に基づいた問題の把握、分析、解決策が存在するので、アルゼンティンの抱える問題を「学習過程」にあるとして放置することはできない。OECD, "Regulatory Reform, Privatization and Competition Policy", Paris, 1993と Rausch, A. "Monitoring and Regulatory Aspects of Privatization in Argentina and Latin America", UNDP, Oxford, July 1993.

*115 国際価格が大幅に下がっても、政府は、燃料の国内価格の上昇を抑えることができなかった。これらの寡占的行為に対する政策手段は競争保護法の強化であると思われる。52)を参照。

＊不十分な情報管理：

規制機関の無秩序な設立のマイナス効果の１つの例は、政府が集中的に持っていた過去の蓄積（統計機能等）の維持が不可能となったことである。この問題は、規制機能の多様性からそれらの管轄が分散し、更に悪化することも予想される。

既存機関又は新設機関が保持している機能（家畜衛生、鉱業）、公的機関（道路）、２者間機関（鉄道）、３者間機関（水道）、国又は州レベルの機関（港湾）等、多様な形態の規制機関がある。

＊相互に連携がない規制機関の共存は、「規制主体の獲得（cooptation）」の可能性（3.2.項を参照）を高めている。

例えば、隣国チリにおいては、関係者の専門分化が引き起こす利害の一致を避け、情報の遍在を起こさないように中央機関を設置してこの種の問題が解決されている。

＊新体制の専門的能力：

各規制機関の幹部ポストの指名・選抜は、透明性に欠けた審査ににによって実施され、選抜された責任者が適任者でなく、特定の権力集団と政治的に繋っているケースが見られる[*116]。したがって、経済省は好しくない候補者を拒否し、直接指名を通じて干渉している。

＊法的位置づけの問題：

規制枠組み自体が不完全であるという問題を除外しても、特に民営化の「精神」から見ると、規制機関に係る多くの規定の法的位置付けに問題が生じる。要するに、コンセッションの入札書類の作成が、詳細な規制枠組の策定に先立って行なわれたため、規制枠組みによって既存の入札条件が変更されると、これは以前の約束を破棄するものと考えられる。これによって、規制機関と受託者の間で長期間にわたる技術的な議論が始まり、大臣や大統領レベルでの政治的な調停を仰ぐ事態が多くなろう。この場合、規制機関の独立性は事実上消滅し、規制主体の「取り込み」(cooptation)が進む。

[*116] 世銀の支援のもとで国際的コンサルタント企業が実施した機構の設計については該当しない。

表4.1.: 規制機関一覧*117

規制機関名	基　本　機　能	予算割当	人員編成	規制枠組み
COMISION NACIONAL DE TELECOMUNICACIONES -CNT- 電気通信国家委員会	正当・合理的な料金のもとで、サービスの継続性、安定性、均一性の保証。	43,755,000 人件費： 6,000,000	94人 (内訳) 7人: 6,200 87人: 2,800	大統領令 第1185/90 号
COMISION NACIONAL DE CORREOS Y TELEGRAFOS 郵便・電信国家委員会	サービスの継続性、安定性、均一性の保証、競争的市場の保証、郵便の不可侵性、安全性、機密性の保証。	監査料の徴収を資金源とする小規模な体制	データなし	通信次官の監督 大統領令 第214/92号 第2792/92
ENTE REGULADOR DE ELECTRICIDAD -ENRE- 電力規制機関	ユーザーの保護、発電市場における競争、信頼性、自由なアクセスと普及、投資の奨励、送電と配電の規制、正当・合理料金の保証。	27,768,000 人件費：10,500,000	40人 (内訳) 5人: 3,800 134人: 2,900	独立機関 第24065 法、第54条
ENTE NACIONAL REGULADOR DEL GAS -ENARGAS- 国家ガス規制機関	産業用天然ガスの価格を同等資源量を有する国の価格水準へ収束させる。輸送業者と販売業者間のマージン配分の決定、料金変更の許可、共謀的行為の取り締まり、関係者間の紛争の調停。	26,550,000 人件費：11,000,000	40人 (内訳) 5人: 4,000 125人: 3,100	独立機関 第24076 法、第50条
ENTE TRIPARTITO DE OBRAS Y SERVICIOS SANITARIOS -ETOSS- 上下水道三者間機関	規制・取締業務、サービスの質の確保、共通利害の保護、制度、ｴﾝﾄﾞｳｽ契約条項の遵守に係る管理・監督、消費者の権利の保証。	8,000,000 技術スタッフを選抜中	43人	大統領令 第999/92号 中央政府、ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ州とﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ 市
COMISION NACIONAL DE REGULACION FERROVIARIA 国家鉄道規制委員会	中央政府、ユーザー、受託者、州等の間で発生する諸問題の調整、独占行為の防止、諸規則の簡素化・改善。	5,015,000 人件費：2,600,000	48人 (内訳) 4人: 3,600 48人: 2,100	大統領令 第2339/92 号 法律第23696 号
COMISION NACIONAL DE TRANSPORTE FEROVIARIO 国家鉄道輸送委員会	都市間旅客、貨物輸送事業のコンセッション契約の監視・管理、既存路線の安全性の促進、合意済投資の管理。州への移管協定のフォロー。	7,203,000 人件費：2,800,000	72人 4: 3,600 68: 2,000	大統領令 第1836/93 号 制限付き独立機関
AUTORIDAD DEL TRANSPORTE DEL AREA METROPOLITANA 首都圏運輸管理局	中央政府、ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ州、ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ市の共同管轄機構（ただし、機構は未整備）、都市交通（鉄道、地下鉄、旅客・貨物自動車輸送、インフラ）の企画、規制、監督。	□初期資金： 5,000,000 + 罰金や使用税	データなし	大統領令 第1143/91 号 独立機関
COMISION DE CONCESIONES VIALES 道路ｴﾝﾄﾞｳｽ 委員会	道路局(DNV) の1994年度予算の配分は、維持7%、改善52% 、新設19% 、受託者への移転14% となっており、本機関への資金割当の明細がない。	DNV 予算総額： 607,000,000	515人	大統領令 第2039/90 号 DNV の付属機関
COMISION NACIONAL DEL TRANSPORTE AUTOMOTOR 国家自動車輸送委員会	旅客、貨物の自動車輸送に係る公的管理の保証、運輸庁の政策の適用、現行規定による取締業務の遂行。	23,080,600 人件費：7,600,000	165 人 (内訳) 4人: 6,000 161人: 2,300	大統領令 第104/93号 運輸庁に属する
PUERTOS Y VIAS NAVEGABLES 港湾・航路局	州政府や管理会社に権限が委譲されている。中央政府レベルでは経済公共事業省が監督している。	規制機関として機能していない	データなし	法律第24093 号 大統領令第863/93号
DIRECCION DE CONTROL DE SERVICIOS AGROPECUARIOS 農牧ｻｰﾋﾞｽ管理局	BAHIA BLANCA、BUENOS AIRES、SAN NICOLAS、ROSARIO港における穀物エレベーターのコンセッションに係る管理・監督。 農牧庁に属する。	データなし	4人 (旧穀物公団の職員)	大統領令第351/92号

*117 予算額は1994年度予算、ペソ表示である。人員編成については、次のデータを転載した：上段：設立時の予定された人員数、中段：管理職数と平均賃金、下段：一般職員数と平均賃金。下段には正職員のほかに臨時職員も含まれているため、必ずしも、合計は設立時予定人数に等しくならない。

表4.1.は、民営化以前には存在しなかった規制機関の一覧表であり、現在活動中または整備途上にあるものを示す。

法的位置付けや独立性の度合いが異なるこれら十数機関は、十全に機能している電気通信委員会(CNT) を除き、機能や体制が変更される可能性がある機関である。

一般的に、独立した規制機関は、総裁、副総裁と理事３名から構成される理事会が運営している。理事会以下の体制は、当該分野の技術者を中心に、1994年中に整備されるとみられる。

後述するような幾つかの変則的な事態は確認されたが、一般的に、規制機関の高級職員は試験によって採用され、また、技術スタッフには、公務員制度(SINAPA)の等級が適用されることになっている。表4.1.から概算すれば、総裁の給与が8,000ﾄﾞﾙ、低級技術スタッフが約2,500ﾄﾞﾙで、給与水準は合理的なものである。

幹部職員は専任制で任期は５年間であるが、無期限に更新可能なケースが一般的である。

国際水準のコンサルタント会社によって規制機関は設計されているが、残念ながら、総裁、副総裁の任命は政府内における圧力団体間の政治交渉の結果となっている。

1994年1月現在、機能している規制機関は次の通り。

ENRE (Ente Regulador de la Electricidad; 電力規制機関)

ENARGAS (Ente Nacional Regulador del Gas;国家ガス規制機関)

CNT (Comision Nacional de Telecomunicaciones;電気通信国家委員会)

ETOSS (Ente Tripartito de Obras y Servicios Sanitarios;上下水道三者間委員会)

－ETOSSは一部機能している状態にある－

他の部門の規制機関は、1993年末現在、機構が確定しておらず、理事も任命されていない。表4.1.に記載されている規制機関の人員編成と予算措置は公式発表によるものだが、ENRE、ENARGAS 等の場合、大学（ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ大学経済学部）又は国連機関（UNDP）の「幽霊」契約を通じて勤務している約20人のスタッフで機能している。このため、人員編成を正確に把握することは不可能である。また、形式的には規制機関と全く関係のない「特別」資金を獲得するために、規制機関の間では激しい競争が確認される。

また、CNT、ENRE とENARGAS のみが本来の自己資金を保有し、他の機関は、活動が軌道に乗り、受託者から「監督料」が徴収できるようになるまでの期間は国家予算の特別枠で機能している。

規制機関向け予算は、1994年度の予算書の数値と各機関から独自に得た数値は異なっている。例えば、計画された人員がすべて採用されておらず、幹部職員の実際の賃金は予算書に記載されている額を大幅に上回っている。ENREとENARGAS の場合、予算書に対応する職員の実際の賃金は、予算書から得られる平均賃金を上回っている。

表4.1.は、1993年末現在における政府の規制機構の実態を要約している。

4.2.節以下で、アルゼンティンの主要な公共サービスとインフラ部門別の規制を紹介するとともに、期待された成果と実績との間の相違を分析する。分析対象部門は、電気通信、電力、ガス、水道、鉄道、道路、石油部門である。

4．2．電気通信：電気通信国家委員会(CNT)[*118]

電気通信部門の特定のサブセクターは、特に市場規模に対する投資額の大きさから、伝統的に自然独占とみなされている。しかし、関連事業の規制緩和、受託者の定期的な入れ替え、事業の地域分割による間接的な競争は可能である。サービスの需要[*119]とは、メッセージの送受信を行うためにユーザーがネットワークに参加することであり、これは1日の特定の時間帯に集中する。基本的な規模の経済は、ネットワークの規模と局間通信密度に依存する。

一方、国際通信、特殊機器の販売、テレックス・サービス、携帯電話等、付加価値が高い市場分野においては、ある程度の競争の導入が可能であると考えられる[*120]。

世界的に電気通信部門は、過去20年間にわたって、技術、規制形態、電話会社の所有形態が変化し、これらによって産業組織も大きく変化した。こうして、80年代始めの世界最大の電話会社(ATT) は分割され、レーガン政権中に米国の電話市場の規制緩和が図られた。また、英国ではBritish Telecom の民営化が実施された。80年代のアルゼンティンの電話部門は、投資不足と技術の遅れに基づく問題によって特徴付けられる[*121]。電話システムの中で、唯一近代的な施設はデータ通信網(ARPAC) であった。

表4.2.に示す旧電話公社(ENTEL) の主要指標から判断できるように、当時のサービスの質は非常に低いものであったといえる。旧電話公社のサービスは、民営化計画の発表後の1989年～1990年に更に悪化している[*122]。この期間中は、事業運営や工事計画が守られず、1990年の一時期には約20万加入者（全数の14%[*123]）が不通状態にあった。民営化の実現に対する民衆の圧力を高めるために政府が計画的にこのような事態を発生させたという説を裏付ける証拠もある。しかし、これは売却価格の引下げの要因にもなった。

---

*118 電話事業（ENTEL）の民営化／規制プロセスは、売却の速さと資産の現在価値が優先され、政府の干渉による政治的な操作と兌換計画以降のマクロ経済条件の変化によって、透明性が欠如した極端な例であるため、詳細に取り扱っている。

*119 このほか、システムへの加入によって、需要者相互の間で相乗効果がある。従って、混雑する時間帯とほとんど使用されない時間帯を持つ公共財として特徴付けられる（供給されるサービスは蓄積できない）。

*120 電気通信と情報通信の間の境界を不明確にしつつある。例えば、VANによって、公共ネットワークを利用したデータの遠隔処理サービスを提供できる。この種の技術と市場が合体したことが、大規模企業間の連携や共同事業戦略を促進している。

*121 市内の地下配線設備の老朽化と技術的に遅れた（約40年）中容量のステップ・バイ・ステップ方式の交換局の存在が、信頼できるデータ高速通信を不可能としていた。施設の老朽化と保守の不足による投資の必要性と、技術の近代化投資が同時に必要とされる。

*122 前政権も、ENTEL の部分的民営化（ただし、「パートナーは入札するものではなく、選定するものである」との論理の下で）を試みた。

*123 Vispo, A."Tecnologias de organizacion y estrategias de competitividad",CEPAL,Oficina de Buenos Aires, Documento LC/R.188, 1993, Anexo IVには、サービスの質の観点からの民間電話会社の分析が含まれている。また、Herrera A."La privatizacion de la telefonia argentina",Revista de la CEPAL, No.47,Santiago de Chile,1992は経緯を詳細に描写している。

表4.2.: ENTEL の主要指標

指　　標 (1988)	
加入者数（千）	2,840
都市内通話数（百万）	9,842
国際通話（min. x 10^6）	59.4
申請回線数（千）	687
修理期間（日数）	10
人員（民営化前）	47,000

料金（1ﾊﾟﾙｽ当たり）	USﾄﾞﾙ（税別）
1985/8月	0.0131
1987/12月	0.0083
1988/12月	0.0150
1989/12月	0.0058
1990/9月	0.0332
1993/9月	0.0481

事業目標 (1995)*124	
年間新設回線数	200,000
公衆電話年間設置台数	4,500
修理期間（日数）	5
回線の申請→設置までの期間	6カ月間
年間投資額（百万ドル）*125	1,100

また、民営化前の期間のもう１つの特徴は、落札業者への最低収益の保証と国庫収入の短期的な改善を目的とした料金の実質引き上げが行なわれたことだ（3.1.項で紹介している理論モデルと一致）。

民営化の法的枠組と事後の規制努力は、多数の大統領令に分散して行なわれ、入札過程における規制枠組の整備に関する関心の低さを表わしている。事実、電話事業規定に関する（ユーザーの保護に関する）大統領令第1420/92号の制定までの唯一の規制手段は入札条件のみであった。

*124 入札スペック及びその後の改訂版に含まれている約束事項（大統領令第677/90号）。
*125 1992年～2000年における年間平均額（百万ドル単位）。FIEL,"Capital de infraestructura en Argentina. Gestion publica, privatizacion y productividad. 1970-2000", Buenos Aires, 1992に基づく。

電話部門の民営化は、電話基本サービス*126の運営権を譲渡する方式で行なわれ、受託者が独占的に運営する２つの地域に全国を分割している。各運営権の期限は７年間であり、事業目標の達成を条件に10年間まで延長できる。それ以降は、他の業者の進出も認められるので、「コンテスタブルな市場」が形成される*127。

質的・量的な目標達成を監視するため、ENTEL が民間へ移管される時点で電気通信国家委員会（CNT）*128が設立された。同機関は、技術とサービス標準の設定、設備の認可、業者とユーザー間の仲裁等を主要な役割としている。

しかし、同委員会は規制主体の急速な「取り込み」(cooptation)の顕著な例である*129。実際、電話事業規定が作成されるまで、同委員会は民間受託業者の対応不足のため、ユーザーからの苦情受付窓口として機能していた。ＣＮＴ自身の評判が落ちた時点で政府は、苦情の処理をADELCO（消費者保護協会；政府の補助金を得ている財団）に委託した。このような状況で民営化の始めの2～3年が経過し、この間、受託業者は予想以上の利益をあげている*130。

料金決定方式は、各方式が入札書類と譲渡契約書に記載されている。採用された方式は、最高価格調整（price cap regulation）方式であり、その限界は後述する。要するに、２地域の両受託者を一括して規制し、活動資産に対して年間16%の最低収益率を保証する料金水準を出発点としている。最初の２年間は消費者物価指数による調整が認められ、その後は生産性の改善を前提に、年間実質2%を差し引くことになっている。料金の管理は平均料金を基準に行なわれるため、受託者は料金構造を変更することができる。

しかしながら、料金決定方式は数々の修正を受けた。先ず、当初の料金基準が変更され、最終的に認められた料金は年間30%（ドル・ベース）以上の高収入をもたらしたとの説もある。その後、料金をドルの為替レート変化と結び付けるトリガー条項が導入された*131。兌換法施行後は、米国のインフレ率による調整方式が合意された*132。

---

*126 これは、公共電話網を構成している又は公共電話網に接続されている電気通信固定トランクを含んでいる。受託者は、他の業者との競争下において、他のサービス（データ通信、携帯電話等）を供給できる。携帯電話の市場では、ジョイント・ベンチャーを形成しているため、これら市場には事実上、寡占的な「共謀」が存在する。 法的枠組みは、各種サービス間の内部補助金に基づくダンピング価格の設定を通じた競争の排除等の不正行為を防止する手段を提供していない。

*127 Baumolの定義では、「コンテスタブルな市場」は埋沈コストが大きな障壁だが、参入が可能であれば、競争的であるとしている。

*128 ENTEL （公社）の規制機関であった通信庁が解体され、そのスタッフが散逸したため、CNT の監督事業に役立つノウハウが必然的に失われた。

*129 当初の法律に見込まれていなかった多数の利害対立は、消費者に不利で、受託業者に有利なCNT の仲裁結果をもたらした。例えば、国際電話の国内での支払料金が高いのでコール・バックの方が有利だが、これは禁止された。

*130 最初の３会計年度において、Telefonica: 53、150、190百万ドル、Telecom:116,216,300百万ドル。

*131 すべての応札者が同一条件下で競争し、この条件が最後まで維持されることによって、入札過程の透明性が確保される。しかし、この場合、入札は透明性を保証せず、その後の修正事項は汚職と密接に関係している。

*132 この種の交渉は、4.1.節で記述した規制枠組みや規制機関の「法的ステータス」の弱さを実証する例となる。

最後に、事業目標に関する約束事項について触れる（表4.2.を参照）。これらは、サービスの質（設置または修理に要する期間、通話の効率、新設回線数、新設公衆電話台数等）に関する受託者の履行義務である*133。現在の国際標準に基づくものではなく、民営化以前の状況を基準としているため、容易に達成できる控え目な目標値であるとの専門家の指摘もある。この意味では、回線増設に関する大きな投資を予定しているが、民営化直前のサービスの人為的な悪化状況は、受託者に余裕を与えている。他方、パーフォマンス指標による「相対的競争システム」を導入する機会を逃した。

規制の欠陥は、主要な法制度の内容を分析することによって指摘できる。

＊大統領令第1185号（1990年6月）：電気通信部門（放送部門を除く）の行政的・技術的規制、監督、監査、検査業務の遂行を目的に、旧公共事業省の関連機関としてCNTを設立した政令である。CNTの監督は、会計監査院（現在のAuditoria General de la Nacion、旧Tribunal de Cuentas ）である。

CNT の業務内容は次のとおり：

当該分野の規則の施行・解釈、無線通信部門（放送を除く）と衛星通信部門の監督、ネットワーク間の相互接続サービスの最低限の質と互換性の確保に向けた計画の承認、受託者の年次工事計画の監理、電気通信機器の認可、非競争的な行為を防止するための既存トランスポンダの容量割当の変更の監督、独占受託業者の不正な補助金の防止、納入業者の競争的選定要件と運営権の譲渡条件の履行の確認、公共ネットワークの質と互換性の保証、応用技術開発の促進、ユーザーの苦情や関係者間の利害の対立の行政的解決*134、新設サービスの制度に関わる政府への助言、電気通信関連税や料金の徴収、委託契約書に定められている処罰の適用、国際条約や協力協定の作成への参加。

CNT の資金源とするため、受託者の収益から0.5%を徴収して、電気通信国家基金(Fondo Nacional de Telecomunicaciones)を新設している。

＊大統領令第1395号（1991年7月）は、CNT の機構（組織）を承認するものである。大統領令第136号（1992年1月）は、政府によるCNT の干渉を命じるものである。大統領令

*133 公表されてはいないが、CNTはサービスの効率に関する受託者の義務を緩和又は縮小してきた。例えば、不通のクレームに対する処理期限が設定されているが、「問題のある地区」と称される地区は対象外となっており、これの正式な定義がないため、任意にサービス対象を操作することができる。

*134 行政当局の合意がないと裁判にかけることができないため、クレーム処理期限が義務づけられていないので、クレームの凍結が生じる。

第205号（1993年2月）はCNT の新機構を定めている（機構の変更は、政治的な圧力の結果であった）。

＊大統領令第1420号（1992年8月）は、CNT の設立から２年遅れで、電話基本事業の規定を承認するものである。同規定は、ユーザーとしての失格条件（申請、未払い、裁判判決、違法接続の存在[*135]、又は不法利用）、未払いによるサービスの中断と停止、電話回線の機能開始を条件とする接続料の徴収、支払い期日より最低７日間前の請求書発行[*136]、異常請求のクレームが未処理の場合における基本料金又は過去１年間の平均料金の徴収等について規定している[*137]。しかし、同大統領令は、受託者のパルスの測定が正しいものであることを前提として、受託者の確認文書を有効な証拠書類と認めている[*138]。３日以上の回線の中断は基本料金から相当分を差し引く。ユーザーは、適切で迅速な対応を受け、十分な回答を受ける権利を有するとされている。ユーザーは、メーターの機能の検査（自己負担）を申請することができる。受託者は、サービスの継続性と安定性を保証する義務がある。

他方、法律第21140 号（1992年10月）は、不通状態の期間に該当する基本料金の徴収[*139]を禁止している。

最後に、決議第3439号（1993年7月）は、受託者に対するユーザーの権利について情報提供・案内を行なう窓口の設置に関するものである。

＊1994年度のCNT の事業計画によると、周波数割当て4,800件、電気通信機器認可190件、技術検査2,000件、会計検査240件の実施を予定している[*140]。

結論として、電話部門の民営化／規制プロセスは、経験不足に起因する問題のみではなく、実施スピードの速さと政府やユーザーの利益に対する著しい無関心に起因する一連の問題点を抱えていると言える。AEROLINEAS ARGENTINAS の民営化、道路のコンセッション、二級油田の売却等も同じ様な問題を抱えている。

---

*135 電話回線の違法接続は電力網からの盗電問題と類似するが、違法接続には受託者の職員の関与が必要であるが、正規の措置方法とはならない。

*136 電話会社が実質料金の不正引上げを行なうため、期限切れの請求書を故意に発行していた高インフレ（延滞利息が高い）期には、この条項は必要なものであった。公社時代に政府が計画的に実施した仕組みであり、ENTEL の評判を更に落した。

*137 これまでは、サービスに対する少額の過剰請求が多く見られ、消費者から私的に税を徴収し、時々クレームの対象となった平均額を同時に引上げていた。これらによる資金の移転額は受託者の収益と比較できる規模に達するものと試算されている。

*138 これは、計測性と追跡性(traceability)の原則に反するが、企業のコストに占める電気通信コストは、通常、極めて低いものである。（サービス業では、5%に達する場合もあるが、通常、0.4%程度である）。

*139 このようなグロテスクな事態は、ローマ時代の諺「solve et repete」（払ってから文句を言え）の原則に遡るものである。受託者がこの権限を受け継ごうとしたため、大規模なカルチャー変化を導入することが必要だった。

*140 他の規制機関の場合、国家予算書に事業目標が記載されていない。

4．3．電力部門（発電、送電、配電）：電力規制機関(ENRE)

民営化前の全国電力連係システム(SIN) は、国、地域、州レベルの水力、原子力、火力発電を行なう様々な発電業者より構成されていた。高圧送電・給電系統は、主要消費地域であるブエノスアイレス州に集中している。表4.3.は、アルゼンティンの電力系統を構成する企業とそれらの発電容量を示している。

エネルギー価格の設定は、従来から、国際価格（炭化水素液体燃料の場合）やマージナル・コストを考慮せずに、中央政府が行なってきた。また、投資は水力源に偏り、また、税制面での歪みが見られた。慢性的な投資不足に加えて、専門的管理の不足と政治的な料金設定が重なっていたが、数十年間にわたり料金は比較的安価なものであった。

表4.3.: 全国電力連係システム・主要指標[*141]

会社名	施設の種類	発電容量(GWh)	構成比
Agua y Energia	火力 ／ 水力	6,372 ／2,790	21.3 %
CNEA（原子力委員会）	原子力	7,281	16.9 %
CTMSG（Salto Grande）	水力	7,937	18.5 %
ESEBA（ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ州）	火力	271	4.8 %
EPEC（ｺﾙﾄﾞﾊﾞ州）	火力 ／ 水力	1,526 ／ 507	4.7 %
HIDRONOR（北ﾊﾟﾀｺﾞﾆｱ）	水力	4,489	10.5 %
SEGBA（大ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ）	火力	10,006	23.3 %
SESLEP（ｻﾝﾙｲｽ州）	火力 ／ 水力	1 ／5	0 %
合　計		42,985	100 %

投資必要額： 12億ドル／年	民間部門の負担割合： 54%

発電、送電、配電部門の複雑な民営化プロセスに多数の民間業者が参加し、規制が困難となり、同時に規制が鍵を握る市場が形成された[*142]。膨大な投資を要する部門であり（通常は国庫負担）、その生産物は適当な費用で貯蔵できず、工業国では広範囲に利用される重要なインプットであるからである。事実、他の生産インプットに対するエネルギー

*141 1990年における第一次エネルギー源の構成比は次のとおりであった：石油50% 、天然ガス40% 、原子力3%、水力3%、その他4%。
*142 落札者の詳細については、付録1を参照。

の相対価格と各エネルギー間の相対価格は、企業の技術選択における基本的なデータとなっている。

一般的に、エネルギーコストの変動の影響は各産業の技術構造に依存し、エネルギー費用が全体のコストの中で大きな比率を占める場合もある[*143]。過去15年間にわたって、他のエネルギー源の比率が下がる中で、第1次エネルギー源の著しい増加傾向が認められる。これは、天然ガス幹線パイプラインの開通、新ガス田の発見、国レベルの中央計画等に起因するものである。「contractual carriage」方式による石油部門の規制緩和と電力・ガス部門の民営化は、中央計画的政策に制約を与えた[*144]。

エネルギー市場の民営化・規制緩和を実施する場合、上の要素とともに、各エネルギー源間の代替関係が考慮されるべきである。ガスと電力部門の民営化・規制緩和プロセスは、緊密な調整のもとに実施されるべきであった。

電力部門の民営化プロセスは、法律第24065号とその施行規則である大統領令第1398/92号によって規定されている。これらの概要は以下のとおり：

＊目的：

ユーザーの権利の保護、需給市場における競争の促進、供給側の長期投資の奨励、電力の運営、信頼性、安定性、自由なアクセス、無差別性、一般普及の促進、正当で理想的な価格の保証、発電、送電、配電、消費における効率の奨励。

＊電力市場で活動する主体として次のものを認めている：

発電業者（発電所を運営し、発電した電力を全て又は部分的に送電系統に販売する[*145]）

送電業者（送電と変電を受け持つ受託業者）

配電業者（与えられた地域内の大規模消費者を除く最終ユーザーへの供給を受持つ業者）

大規模消費者（事前に取決めた容量に基づいて、消費する電力を個別に契約する

---

*143 代表的な例が氷と産業用ガスの工場（電力がコストの75% 以上を占める）またはセメント工場（ガス炉がインプットの60% を占める）である。アルゼンティン産業において、エネルギーコストが総コストに占める平均割合は、4.5%である。

*144 この意味では、市場は（定義からして）政策を決定する能力を持つものではない。省エネ等に関する戦略は、政府の方策によって誘導される決定や奨励－処罰機構に基づくものである。

*145 本制度には、先進国において、熱エネルギーを要する産業（製紙、製鉄産業等）で重要な役割を果たしているコジェネレーションの分類が抜けている。第24065 法の準備時には、エネルギー庁で省エネに関する優先度の設定やコジェネレーションに関する政策の策定に向けた調査が進められていたが、コジェネレーションの促進に向けたこれらの提言は無視されている。他方、国家給電機構は、需要側と自由に契約する自家発電企業を制限しないこととしている。この種の取引が普及することによって、影響を被る可能性があるのは、電力システムの発電業者である。

企業）

これら関係主体間では、自由に供給契約が締結できることになっている*146。

＊承認された主体は大型施設を建設・運営する前に規制機関の合意を得る必要がある。

＊送電、配電業者は、施設の放棄、サービスの中断又は公衆安全に反することを行ってはならない。施設は、規制機関の検査・確認の対象になるとともに、水系や関連生態系の保全に関する制度を遵守する必要がある。

＊不正な競争や市場における支配的地位の悪用を意味するような行為は禁止されている*147。

＊各主体は、規制機関の資金源となる監査料の支払いが義務付けられている。

＊送電、配電業者は未契約の送電容量への自由なアクセスを保証し、ユーザー分類に基づくもの以外の優遇条件を差別的に与えてはいけない。しかし、ネットワークに投入される電力の質に関する最低条件を設定することができる。

＊送電業者による電力の売買は禁止されており、また、他の電力主体は送電会社の経営を同時に行なうことができない。同部門の他企業の株式取得や合併には、規制機関の許可を必要とする。

＊連係系統の給電指令は、電力卸市場(MEM:Mercado Electrico Mayorista)に参加する各主体が設置する株式会社、国家給電指令所(DNDC:despacho Nacional de Cargas)が担当する*148。

＊発電業者の料金構造は、未供給電力の機会費用を考慮に入れたシステムの経済コストに基づく*149。配電業者は、送電コストを含む90日間毎に設定される一律料金を支払う。

＊政府保有株式がマジョリティーの公私混合会社の場合、サービスの質を保証するために必要な運営コストのみを回収し、余剰分は、エネルギー庁が管理する「統合基金(Fondo Unificado)」に納める。同基金は、現在までの債務や建設中の施設の支払

---

*146 これによれば、小規模工業や住宅ユーザーは、配電業者のcaptive clientと暗黙の内にみなされている。

*147 これらの場合、立証は極めて困難である。

*148 これは、国が株主として参加しているCAMMESA 社である。同社は、卸市場の調整、技術的運営と管理を担当している非営利機関である。供給の調整、発電業者への支払い、配電業者からの料金徴収という「銀行」機能（年間約20億ドルの規模）を持つ。支払い延滞者に対して供給カットする権限が与えられている（ENREと競合する可能性がある）。また、CAMMESA は、電力の企画とスポット市場の料金ガイドの発行を受け持っている。

*149 これは、均一なマージナル・コスト方式の採用を意味する。即ち、効率が最も低い発電業者（首都圏の古い発電所）が価格水準を決定している。この方式は、マージナルな発電業者の効率向上を促さず、また、効率の高い発電業者が超過利潤を得るが、設備拡張のための再投資を義務付けていない、との批判がある。

い又は配電業者へ支払う価格の安定化のために使用される*150。

＊料金表は５年毎に改訂され、送電と配電の料金には実質価格で漸減していく上限値が決められている。

＊価格差別は行なえない。

＊規制機関の役割は、規制枠組みの遵守の取締、施行規則の策定、反競争的な行為の防止、料金計算のベースの設定*151、調停制度の確立、公共安全と所有権の保護、処罰の規則化、決定事項の広報等である。

＊電力価格の地域別補償を行なう国家電力基金(Fondo Nacional de la Energia Electrica)が設置される。

＊受託者でない第三者への処罰を規定する。

ENREの形成プロセスは、ENARGAS （ガス部門の規制機関）の場合と同じく、変則的な事態に直面した：

＊経済大臣は、職権を乱用し現行法律を無視して、審査手続きを通してENREの総裁として選出された人物（J.Legisa氏）を交代し、「少なくとも民営化の最初の２年間は、問題を避けるために信頼の置ける人物が必要である」と主張し、C. Mattauch氏（十分な実務経験がなかったため応募しなかったSEGBA 民営化前の干渉吏）を任命している。交代させられた総裁は、「受託者に義務づけられている投資の進捗状況をチェックする」と表明した*152。

＊他方、エネルギー庁長官が州政府から推薦された理事候補者を拒否したため、未だに２人の理事が空席である。

＊首都圏の配電業者(EDENOR、EDESUR) は、SEGBAの記録を大幅に上回る盗電を検出した。これは、１年目における両業者の約50百万ドルの損害の発生の原因となっている。しかし、この事実は、配電業者の投資義務の回避の理由にはならない。

＊これらの問題の処理がうまく行われず、18万人の不法ユーザーの起訴、低所得住民地区のみならず、学校や政府機関（科学技術庁のコンピューター・ネットワーク）

---

*150 従って、消費者は、本システムの最初の１年間において、電力の実際のコストを支払っていない。

*151 規制機関の設立の遅れは、法的枠組みの「空白」を作り、その間、受託者の不当行為を可能とし、今後、補整されなければならない。

*152 要するに、現行法を遵守させる意向を表明した者が交代させられたのである。経済省は規制機関の関係者に対し、事前許可なしでマスコミへの発表や消費者のクレームの公表を行わないように指示している。（世界銀行と経済省が主催した1993年12月15日の「規制機関：比較経験」セミナーでの発言）

の停電等、社会的な側面を持つ事件を引き起こした。これら事件は、規制機関設置の遅れを明るみに出し、大統領とブエノスアイレス州知事の不当な介入を引き起こした。判事訴訟によってEDESUR社の幹部が逮捕に至り、ブエノスアイレス市は、適切なメーターが設置されるまでの期間、配電業者が要求する金額を負担することとなった。

＊同じようなケースとして、CAMMESA は、ある州全体に対する供給を中断する寸前にまで至ったことがある。このときは、中央政府資金の前渡しによって中断が避けられた。

＊住宅向け配電では、家電製品の破壊を引き起こした過剰電圧の供給事例が認められる。

＊電力部門の会社が行なった人員整理は、従業員によるストライキ（サボタージュの可能性もあり）を引き起こしている[*153]。

＊これらの変則事態や苦情の存在により、ENREは、事業の加速化を図らざるを得なくなり、1994年２月末までに、最初の電力供給の質的評価（高圧の電圧、障害、周波数の測定、ユーザー・レベルでの停電期間に関する標本調査）を終了することとなっている。また、「推定による請求」の乱用、請求ミス、停電の未復旧等に対する処罰をおこなうであろう。

[*153] これら不法行為の疑いのある点について、被害を受けた企業と政府の情報局による調査が行われることになっている

4．4．天然ガスの輸送と販売：

ENARGAS (Ente Nacional Regulador del Gas:ガス規制国家機関)

アルゼンティンは現在の消費水準を25年間維持できるガスの資源量を有し、天然ガスが現在利用されているエネルギー源の約40%を占めていることから、ガス生産国として位置付けられる*154。ガス部門の特徴は、ガスの取り出し口以降より、２つの独占市場区分（幹線輸送と消費者への配給）に分かれていることである。従って、消費者価格は、ガスの取出し口価格に依存(25%)し、販売業者間の競争の影響を受けない。ガスの取り出し口価格は1993年半ばまで凍結が計画されていたが、価格の自由化によって消費者価格への影響は約35%に及ぶものと試算され、当部門に対する新たな規制問題を付け加えることを避けるため、価格凍結期間はその後１年間延長された*155。しかし、この期間はその後短縮され、現在、ガス部門の完全な規制緩和の実現のため、関係者間で密かに交渉が展開されている*156。

以下の表は、主要指標を示している。

表4.4.：ガス公社－主要指標

消費構造	消費者数	消費量*157
住宅	4,024,000	4,346(25.1%)
商業	139,000	521(3.0%)
工業	24,266	6,114(35.2%)
発電所	47	5,319(30.6%)
その他	67,000	1,054(6.1%)
合　　計	4,255,000	17,354(100%)

その他データ	
年間売上高(1990)	1,300 百万ドル
従業員数	10,273人
ﾊﾟｲﾌﾟﾗｲﾝ総延長	8,565 km
輸送業者	２社（北－南）
販売業者	８地区
ｺﾝｾｯｼｮﾝ 期間	25年（10年間まで延長可）
投資義務('97年ﾏﾃﾞ)	500 百万ﾄﾞﾙ
ガス埋蔵量(1990)	629 百万m3（25年分相当）

*154 民営化以前においては、採掘されるガスの30% がガス井の出口で燃焼されていたが、民営化後、その割合は15% に縮小している。

*155 ガス供給の90% は、YPF を中心(60%) とした３社に集中している。

*156 寡占の緩和を図るため、残りのガス井を売却する計画があるが、これらがYPF に買収される可能性もあり得る（YPF 総裁は理事会の承認なしで、500 百万ドルまでの資産の購入を行なうことができる）。規制緩和後（冬の前）の価格は、百万B.T.U.当たり、1～1.25ドルになるものと予測されている。料金基準の構造から、生産地に近い消費者に対する影響の方がその他地域の消費者への影響よりも大きい。

*157 百万m3／年で表示。

経済省は、ガス公社と電力部門の民営化プロセスを、それ以前の民営化に見られた計画不足や不透明性のない「モデル・ケース」として提示することを考えていた。その結果、入札・譲渡過程は整然と実施されたが、厳格な規制枠組み作りと規制機関の独立性確保が犠牲にされた。事実、運営権の譲渡（ｺﾝｾｯｼｮﾝ）以前に機能すべき規制機関は、1994年2月現在、体制整備を完了していない状態にある*158。

天然ガス事業に関する法的枠組みは、法律第24076号とその施行規則である大統領令第1738/92号に含まれている。新規制枠組みは、「国家レベルの公共サービス」と定義されたガスの輸送と販売に限定したものである。他方、ガスの生産、貯蔵、処理の各段階に関する規定は、第17319法に含まれている。要点は以下の通りである：

＊次の目的を有する規制機関を設置する：
消費者の権利の保護、天然ガス需給市場における競争の促進、長期的投資の奨励、天然ガスの信頼性、自由なアクセス、一般普及の促進、輸送・貯蔵・販売・利用の効率の奨励、合理的利用の奨励、環境保全の促進、産業ガス価格を国際水準（同様な資源量を有する国の水準への収束）に導く努力。

＊ガスの輸入に事前許可は必要とされない。輸出については、正常な供給に支障がない限り、政府は90日以内に許可を与える。

＊受託者は、規制機関の事前許可なしに、施設を放棄したり受け持っているサービスを中止することができない。施設、設備の維持・管理に公共の安全を保証し、規制機関は必要と判断する点検や機器の交換を命じる権限を持つ。

＊輸送、販売業者は、不正競争や市場における支配的地位の悪用を禁じられ、サービスの継続性の保証を義務付けられている。また、輸送用ガスに対する第三者のアクセスを認めねばならない*159。

＊営業許可に伴って、受託者は、システムの機能性とサービスの安定性・継続性を保証するために施設の拡充・増設が義務付けられており、これらへの投資は「他の類似危険事業と同等な収益率を伴い」、「サービスの効率と質を両立させる」料金によって回収できるものとしている。（第32、39条）

---

*158 1994年初め、ENRE,EARGAS とETOSS は、技術スタッフの募集や外部コンサルの資格審査を開始している。これは、同規制機関の今までの機能が受託者との政治的な交渉に限られていたことを実証するものである。
*159 これは、輸送業者と大口ユーザーとの間の競争を促進するものである。

＊輸送業者は、自家消費分を除いて、ガスの売買が禁じられている。輸送業者は、ガスの生産・貯蔵・販売業者または消費者とその提携（商事会社法第19550 号が規定する）が禁止されている。自社生産分のガス輸送に係るコンセッションを受けている石油生産者は、例外扱いとなっている。これらの会社の資本金は、譲渡不可能な記名株式によって構成されなくてはならない。

＊消費者価格は、３つの要素より構成される：ガスの原価[*160]、輸送料、販売料。これらは、サービスの種類、形態や距離に応じて決り、原価、償却、納税、適正利益を保証するものである。

＊料金の見直しは定期的に行われ、これには、事業に関連する資産の価値の変動を反映する指標、効率改善を促進するための修正係数や新規投資の資金調達等が考慮される[*161]。前段階でのコストの上昇は消費者価格へ転嫁される。ある消費者区分の消費者コストを他の消費者区分の消費者に移転することはできない。また、料金調整方式を５年毎に見直すこととする。政府の支給する補助金は公表され、国家予算で考慮されるものとする[*162]。

＊料金、債務、消費者区分に係わる紛争は、公判によって素早く処理（60 日間以内）する。本法律の規定範囲内にある主体間の紛争は、全て、事前に規制機関の判定にゆだね、不服の場合は上訴裁判所が判断する。本法律の違反は、10万ﾍﾟｿ以下の罰金によって処罰される。

＊規制機関の業務は次のとおりである：

法律や各契約条項の遵守の管理、安全、技術、消費量の測定、サービスの中断、ガス漏れ、品質、臭気[*163]に関する規定の策定、反競争的行為の防止、料金表の計算基準の設定、資格の認定・失効、必要とされる用益権の許可、当該裁判所における起訴・処罰制度の施行規則の策定、必要な情報の請求、情報の広報、決定事項の広報、産業への助言[*164]、妥当と判断する機能の州政府への漸進的移管等。

---

*160 「cost pass throughj方式（コストの移転）が国際的に使用され、入札スペックにも含まれているにもかかわらず、最近、大統領は政治的な理由（1994年は選挙の年）から規制機関の判断を否定し、その適用を禁止した。また、規制機関（民間部門への引き渡しの繰り上げ）や受託者（請求書発行における不正）の違法行為により、経済省とAGN 間に対立が発生している。

*161 新しい料金計算の複雑性と規制機関の行政上の判断を要する制度の膨大な量から、本システムは、中期的に規制主体の獲得(cooptation)を容易にする多数の修正や解釈の対象となっている。1994年末にならないと規則が完成しないため、1994年中は、規制機関と受託者間の激しい駆け引きが予想される。

*162 この条項は、特に低所得層向けの特別料金の設定を目的としている。社会的・政治的な理由から、特に、冬期でのガス供給は住宅消費者が優先される。

*163 この場合及び安全の面では、規制機関の権限は、圧縮天然ガスの分野もカバーする。

*164 先述した規制機関の理事会に対する経済省の指示は、これらに反するものである。

＊毎年設定する検査・管理料（粗収入の1.5%の適用は、最近、法外であるとの業者からのクレームを受けている）が規制機関の資金源となる。

次に、ENARGAS の設立過程で発生した幾つかの問題点に触れることとする。

先ず、規制枠組みに関する法律（第24076 法）は「偽の議員」が参加して最小限の支持率で下院を通過した経緯を考慮すべきである[*165]。その後、1993年初め、国会は規制機関の総裁と副総裁候補者の正式任命に反対した。これは、前者が燃料次官であり、ガス公社民営化委員会のメンバーであり、規制機関のスタッフの選出を監督したメンバーのひとりであったこと、後者が候補者の審査を行ったコンサル(Booz Allen)のスタッフであったからである。また、推薦されたもう１人の候補者は、当時、ガス会社の部長であった。ENREとENARGAS が国のエネルギーの規制を受け持つことになるにも拘らず、ENARGAS の幹部の選定にENREの総裁が相談されなかったことも問題とされた。また、審査の資料は、承認機関である二院間委員会に提出されなかった。これに対し、大統領府の法務技術庁は、「輸送中に紛失したようである」と弁明した。主要野党は、ENARGAS の新幹部の倫理、能力上の適正を問題にした。他方、応募した約200 の候補者は、説明なく否認されたことをもとに、訴訟を起こす可能性がある。いずれにしても、任命に関する大統領令は、国会の報告によって覆されるものではない[*166]。その後、形式上の不備と透明性の欠如を理由に、ENREとENARGAS における幹部の任命の無効が裁判所に訴えられた。数日後、ENARGAS の新総裁(R.Garcia)は、国会の工業-ｴﾈﾙｷﾞｰ委員会に対し、販売業者に制度違反（半月毎の請求書発行、極めて短い支払い期限、合意された料金引き上げ期日の一方的繰り上げ等）を通報したと言いながら、料金の引き上げを弁護していた。同総裁は、エネルギー庁における自分自身の空席にメディテラネア財団(Fundacion Mediterranea)の仲間を配置した。

最近のENARGASによる介入事例として、受託業者が徴収している高い延滞利息の弁護、米国の工業価格指標に準じた料金調整の承認、過剰請求（メーターの読み取りに代わる消費量の推定）による違法事態の確認[*167]、パイプライン工事の遅延に対する業者への督促等が挙げられる。

---

*165 同スキャンダルは、主要２政党間のその後の交渉によって、隠ぺいされた。

*166 他の国では、同部門の規制機関の幹部は、市民の直接選挙によって選出され、主たる責務は消費者の保護となっている。しかし、アルゼンティンの場合、規制機関が当該法制度の実施当局の役割を果たし、クレームの処理を遅らせ、民間受託者と癒着関係を保っている。

*167 この方式は、以前、Gas del Estado（公社）も採用しており、規制機関は請求書の修正を命じたが、規定されている罰金（50万ドルまで）を科さなかった。最終的に、ユーザーは、METROGASが誤って発行した請求書の支払いを免除され、受託者が既に徴収した分については、無利息で最小賠償金を加えて返済することとなった。

他方、ENARGAS は、まだ地方支部を設置しておらず、最近、消費者価格へ移転する前に、増設計画と資金調達計画の提出を要求し、投資義務の監視を開始している[*168]。

ENARGAS が現在抱えている問題や課題は以下のとおりである：

＊住宅向け供給系統でガス圧不足問題を抱えている販売業者は、輸送業者及びシステム全体（規制機関を含む）にこの問題の責任を負わせている。これらの点は現行法律の中で技術的に明確化されていない。

＊発言権も議決権も持たないため、各州（特に、トウクマン州）と各地域の販売業者間で調整が難航している。

＊首都圏の消費者に支障を来したサボタージュ事件（圧力過剰による爆発）が発生している。これらの事件は十分解明されておらず、再発防止対策が不可能である[*169]。

---

*168 主要項目は、1995年に計画されている貯蔵プラントとパイプラインの増設である。
*169 火力発電業者、ガス販売業者とも、労組の抵抗にあって、人員整理に関する姿勢を緩和しつつある。

4．5．上下水道事業

通常一括して実施されている飲用水の処理・供給と下水の収集・処理・処置に係る事業を包含している。他の民営化対象分野の自然独占状態と異なり、この分野の規制枠組みは公衆衛生（供給の質は極めて重要なパラメーターである）と環境汚染（産業廃水の処理が優先課題）に直接影響する事項まで含む。

この分野は、浄水場と給水施設の老朽化が激しい。大部分の上水道は、都市設備（60年以下）と同等の耐用年数を持ち、浄化された水の50%は目的地に到着する前に漏水によって失われていると推定される。また、ブエノスアイレス市は、飲用水の無駄使い（家庭における無駄使い*170）が最も激しい都市である。一方、他の公共サービスと異なり、大半の消費単位にはメーターが設置されていない。

表4.5.上下水道事業　－　主要指標

上水道普及人口	21.2 百万人 （人口の65%）	受託者の履行義務*171 （2003年における予想人口：9.296 百万人に対して）	上水の90%普及 下水の75%普及
下水道普及人口	12.1 百万人 （人口の37%）		
必要投資額*172 （年間平均額）	313百万ドル （2000年まで）	投資約束額： 4,000 百万ドル	ｺﾝｾｯｼｮﾝ 期間： 30年間

ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ首都特別区と近郊13郡における本事業の規制枠組みは、大統領令第999/92号によって規定されているが、規制機関(ETOSS) は第３章で分析している第23696 法によって設立されている。また、国内の他の地域における上下水道事業は、各州政府の責任下で、様々な方法で民営化(ｺﾝｾｯｼｮﾝ) されている。

*170 ヨーロッパの都市における１世帯の１日当たりの消費量が350ﾘｯﾄﾙであるのに対し、ブエノスアイレス市における消費量は550ﾘｯﾄﾙに及んでいる。
*171 これら約束事項は、ブエノスアイレス市と周辺13地区の上下水道事業を受持つAGUAS ARGENTINAS社に該当する分である。
*172 例えば、ブエノスアイレス市内においては事業の拡大はないが、上水道パイプライン1,200km の更新が計画されている。第５章にも示すとおり、公共サービスの民間受託業者が約束している投資の大部分は民間資本市場で調達する資金で実施され、Aguas Argentinasの場合、１年目の投資（約10億ドル）に向けた資金調達のため、IFC（世銀の姉妹機関）の借款を申請中である。

施行規則に係る大統領令第999/92号の要点は以下のとおりである：

＊目的：

上下水道施設の維持と拡張の促進、サービスの質と継続性を保証する制度枠組みの策定、ユーザー、委託者、受託業者、規制機関の権利と義務の保護、公衆衛生、水資源と環境の保護。

＊規制地区（適用地域）、カバー地区（上水又は下水道サービスを実際に受けている地域）と拡張地区（契約に基づいて受託業者がサービスの範囲拡大を約束している地域）を定義している。

＊消費者の要求に対し、必要な接続を行い、上下水道公共サービスを供給する義務について規定している。質、継続性、安定性と一般性（消防公共サービスを含む）を保証すべきこと。

＊支払い義務が規定されており、未払いによる供給の停止は、未払い期間が半年に及び、確かな通告がなされた後、ETOSS の許可をもって実施する。

＊公衆衛生面での条件が満たされる限り、飲用水の代替源の利用が許可される。原則として、特別に許可しない限り、対象地域内での代替下水道は禁止されている。

＊規制地区内、受託業者が運営している施設又はｺﾝｾｯｼｮﾝ の目的と関連する施設がある場所をETOSS の管轄地区とする。規制（制度の発布）、監督（遵守の確認）と警察（違反の処罰）業務の遂行を通じ、共通便益の保護を図る。用水権、供給の停止、公共道路の使用、ｺﾝｾｯｼｮﾝ の下請け等の許諾を行う。

＊受託業者が提案する「消費者規則」を承認し、保守・拡充計画に関する報告を要求することができ、また、これらを許可された料金表とともに広報することができる。

＊規制機関は、入札条件の遵守を確認し、設定された目標が実行されていない場合、受託業者に罰則を与える[*173]。

＊規制機関は消費者の苦情に第二次的に対応し、これに基づいた決定事項は受託業者の履行義務となる。このため、ENREの地方支部と同じように、対消費者サービス事務所が設置される。

[*173] 未達成目標に対する罰金は1年当たり100 万ドルで、かつ、受託業者は達成義務を免除されない。達成されなかった投資目標が翌年の投資に含まれない場合、料金の引き下げの要因となる。罰則の中には、請求書の不正発行やユーザーへの失礼な対応に対する罰金が含まれている。

＊規制機関の資金源は、受託業者の売上高に対する2.5%相当の料率からなっている。これは、年間約８百万ドルに達するものと推定され、料金の一部として消費者が負担するものである。

＊受託業者が締結する契約が10百万ドルを超過する場合は入札の実施が義務づけられている。如何なる理由によってｺﾝｾｯｼｮﾝ 契約が解除されても、サービスの継続性を保証する義務条項が含まれる[*174]。

＊受託業者は、無料で「公共財」（河川、地下水からの取水、廃水の放流等）を使用するが、本大統領令が定める条件に準ずることとする。

＊受託業者は、消費者への定期的な公表を行い、要求される情報の提供と事実証明が義務付けられている。

＊基本プログラムに含まれるべき「サービス適正水準」が設定される：サービス対象、質、圧力、継続性、供給の中断の取扱い、廃水の処理と質、下水道による冠水、消費者への対応と相談。

＊料金制度の原則は、本サービスの衛生及び社会的目的に応じて「資源の合理的・効率的使用と需給の均衡」である。また、施設の維持と拡張とともに受託業者の利益を保証すべきこと。各種消費者間の交差補助金が認められている。

＊非住居消費者としての取扱い、水のブロック販売、住宅消費者の非住居消費者としての取扱い申請に対し、測定消費制度を導入する[*175]。他の消費者には、固定料金（面積単位当たりの消費量を基準に計算）を徴収する。

＊入札スペックには、基準価格が含まれている（最大の料金引き下げ[27%] を約束した業者が落札）。価格水準の変更は、改善・拡張計画とともに提出することとなっている。コストの大幅な変化又は効率の改善の場合、料金への転嫁[*176]が認められる。また、コンセッション期間が30年間と長いことから、特別な事情による変更も認められている。

＊社会的な理由により決定される補助金や免除は、国庫負担とする。

[*174] これは、契約終了時における「強制問題」を避けるためである。第３章には、ブエノスアイレス市とManliba 社の間の例について触れている。

[*175] 小量消費(1日当たり、180ﾘｯﾄﾙ)の場合、住宅消費者にとって、70usﾄﾞﾙ払ってメーターを設置した方が割安であると推定されている。同種の消費者の場合、メーターを設置すための最大期限は５年間である。

[*176] 獲得した利益に対するペナルティーであってはいけない。また、企業リスクの補償や受託業者の非効率の認可のために利用されてはならない。

＊供給される水の分析値に関する最大許容値と2003年までの改善スケジュールが定められている。物理的特性、無機・有機物質、微生物的特性等に係る55項目の測定が行われる。下水の分析においては、18項目の測定を行う。サンプリング及び受託業者の検査体系のモニタリングの方式を定めている。最後に、「消費者規則」の基本的方向付けについて触れている。

落札に先立ってETOSS の設置が行われたことから、正規な手順を踏んだ唯一の事例である。また、消費者団体より構成されている諮問委員会を通じて、消費者の関与手段も確保されている。

高級職員の構成は、総裁、副総裁が、それぞれOSN の元干渉吏と民営化委員会の元会長であり、他の規制機関で見られる「継続」のパターンが繰り返されている。他方、技術スタッフは公募され、整備が進みつつある。

受託業者は、特定地区における水圧の不足、水の汚濁と味覚の変動（ラプラタ川の移動する土砂と南東風に依存する）、夏期における供給の断続性等、水系統の抱える伝統的な問題を短期的に解決することはできないであろう。

しかしながら、従来のOSN の再編[*177]、より効率的な経営、無駄使いの取り締まり、消費量の測定、ユーザーの再登録、未払いの縮小（年間約60百万ドルと想定）、事業の拡大等を通じ、受託業者は、売り上げを現在の約300 百万ドルから約450 百万ドルに拡大することを期待している。この場合、短期的には、料金の引き上げは不要となる。

他方、規定されている料金の引き下げは、消費料の少ない最低基本料金を基準とするものである[*178]。この消費基準以上の料金は、過剰消費を処罰する意味で大幅に上昇していく。

最後に、首都圏内におけるいくつかのサービス事業は、この規制枠の範囲外となっている。市役所が独自に民営化を進めているMORON 郡の下水道事業、ブエノスアイレス市が入札し、市税の引き上げによって負担する市内の雨水排水施設の掃除（27000 入水口、地下排水溝800km の掃除を60カ月間で16百万ドルの予算で実施）等がその例である。

---

*177 当初の8,000 人の従業員に対し、1,800 人の希望退職が実施された。このため、世銀から約40百万ドルの借款が供与された。
*178 メーター測定による消費の場合、1m³の単価は0.8ドルから0.5ドルに引き下げられると同時に、固定基本料金が半分に引き下げられた。

4．6．鉄道部門

鉄道の運営は、他の用途に使用できない固定費用の大きさのため、自然独占を形成する。主要なコスト（キロ当たりの旅客数、貨物トン数）は、ネットワークの構造、交通の密度、平均牽引能力、平均輸送距離、貨物との混合等の要素の影響を受ける。また、様々な陸上輸送手段が相互に完全な代替手段ではないこと、他の輸送手段との補完がはかれることは社会的便益の面からも重要である。

産業革命の初期の時期に、現在の先進国である多数の国にとって、鉄道は国のアイデンティティー形成のための高い戦略的価値を有するものであった。アルゼンティンでは、農産品輸出型モデルの下での急成長期は、鉄道の普及過程と時期を同じくしている。事実、当初の鉄道網は河川と海運の輸出港を中心として放射状に配置しており、数十年間にわたって（主たる顧客であった）英国資本によって建設・運営された。

他方、アルゼンティンの国土の広さから、鉄道は、未だに、国内の各地域を物理的（文化的にも）に連絡する手段となっている。また、このような意味から、多くの先進国では国家が鉄道の資金調達に介入している[*179]。

表4.6.：鉄道部門　－　主要指標

指　　標	1988年	1992年	過去最大
貨物（トン）	15,100,000	6,605,000	29,700,000('52)
長距離旅客（人）	9,800,000	5,259,000	53,500,000('52)
都市近郊旅客（人）	286,000,000	208,428,000	537,000,000('60)
車両保有量	機関車977 両、旅客用車両2,943 両、貨物用車両36,299両		
必要投資('92-2000)	250 百万ドル／年（地下鉄も含む）		

*179 1993年中に、ブエノスアイレス市からRosario、Santa Fe、Mendoza、San Juan、Cordoba、Salta、Jujuy、Neuquen、Corrientes、Posadas 向けの旅客列車の運行が停止された。これらの一部は、その後、州政府へ移管された。

鉄道路線の民営化は1991年11月[*180]に開始されているが、鉄道事業を規制する鉄道規制国家委員会(Comision Nacional de Regulacion Ferroviaria)の設立は、1992年の大統領令第2339/92号によって規定されている。この大統領令は、貨物、都市間及び首都圏旅客鉄道輸送に関する規制委員会の機能、目的、権限、組織機構等について規定している。

主要機能は以下の通りである：

＊国家、受託業者、消費者間の紛争には、関係者の言い分を十分加味して仲裁に当たる。

＊鉄道規制に関連する全ての裁判問題において、（告訴者又は被告者として）国家を代表する。

＊鉄道体系に係る監査や規制の簡素化に向けた事業を促進する。

＊実際の競争条件下で機能する鉄道体系の開発を促進する。

＊不当競争や制限的な料金設定の防止を図る。

この委員会は、３人（総裁、第一副総裁、第二副総裁）より構成される理事会によって運営され、運営予算は国家予算から割り当てられている分（1994年には、約５百万ドル）と受託業者又は第三者が求める介入において定められる介入料からなっている。

その後、大統領令第1836/93号をもって、鉄道の安全、各路線のコンセッション契約の遵守を監督し新規入札への干渉を目的とした鉄道輸送国家委員会(Comision Nacional de Transporte Ferroviario)が設立された。

両規制機関とも、1993年末現在、民営化の進行（付録Ｉを参照）や各関連主体間の紛争の増加にもかかわらず機能しておらず、1994年の事業目標の欠如がこれを実証している。

[*180] アルゼンティン国鉄の干渉史（I.Luduena）は次のように述べている。「言い訳するつもりはないが、最初の入札は新政権が誕生して間もない時期で、民営化を加速させるという緊急事態の中で行われたことを考慮しなければならない。」 CEPAL,"Reestructuracion y privatizacion de los ferrocarriles. resultados de un simposio", Santiago de Chile, 1993 を参照。

4．7．道路部門

アルゼンティンの道路体系は、成熟度が高く、広い範囲を良好に接続している。舗装道路の総延長は59,000kmに達し、そのうち28,000kmが中央政府の管轄下、残り31,000kmが各州の管轄下にある。この道路網は、41,000km（そのうち、6,200kmが国道）の改良道路と100,000km（そのうち、3,200 kmが国道）の未舗装土道によって補完されている。また、各市役所の管理下にある約400,000kmの未舗装・低速道路が加わる。この道路体系は、1990年末現在、全面的に機能麻痺寸前の状態にあった（表4.7.を参照）。

表4.7.：国有道路網　－　主要指標

道路網の主要指標（1990年現在）	
舗装道路	28,300 km
改良道路	6,200 km
土道	3,200 km
舗装の状態が良い道路	30 %
舗装の状態が悪い道路	45 %
旅客／キロ	60,000百万(92%)
トン／キロ	60,000百万(85%)
必要投資額(1992 ～2000年)	年間350 百万ドル

機能麻痺状況の主要な原因として、次の３項目が挙げられる：

1)相対価格体系（代替輸送手段間、燃料種類間）が道路網の過剰利用を促した。

2)道路建設・維持部門の組織（下請けマフィア）がコストを引き上げる傾向にあった。

3)財政危機と自動車及び燃料の販売に対する課税に依存する各種特別基金の流用が国家の資金調達能力を制限していた。

1)の要因は、政府の規制機能の不備と関連する（交通安全、車軸当たりの最大加重、トラックの老朽化等）[*181]。

上の要因から、国道の維持・改善事業の民営化（収益率の高い大都市へのアクセス道路を含む）は、現政権による民営化計画の初期の優先部門の１つであった。道路局（ DNV:

[*181] 例えば、トラックの重量超過（軸当たり約14トンの加重）によって、道路の耐用年数は僅か６年になっている。これに対応するために必要な舗装の厚さを増すための追加コストは、道路１キロ当たり８万ドルである。

Direccion Nacional de Vialidad) は、国の下請業者と輸送業者から形成される企業連合に対して、通過料の徴収に基づいたコンセッション契約を通じて、潜在的な収益率が高い道路区分から運営・管理を委譲していった[*182]。

幾つかの事例において、落札における深刻な問題、新制度によって影響を被る周辺住民の強硬な反対、受託業者の明らかな越権行為、徴収された通行料の見直し、業者の資格審査の取消し等の問題が発生している。これらの問題が存在するにもかかわらず、当該部門の規制枠組みは、最も遅れている規制枠組みの１つである。また、形式的には（大統領令第2039/90 号によって設立された道路ｺﾝｾｯｼｮﾝ委員会:Comision de Concesiones Viales) 規制機関が存在するものの、実際には、コンセッションに係る権限はDNV に集中しており、各種の交渉は公共事業庁長官が自ら進めている[*183]。W. Otrera 氏を長官とする公共事業庁は、ペンディングとなっているブエノスアイレス市へのアクセス道路のコンセッション、BOT （DNV の予算と世銀借款によって負担されるBuild, Operate,Transfer ）方式による通行料徴収を伴わない残りのコンセッション（国道約2,000km）を担当している。

並行して、決議第187/91号をもって、国家予算からの資金を用いて運輸庁の管轄下に全国の貨物、旅客自動車輸送事業を監督する自動車輸送国家委員会(Comision Nacional de Transporte Automotor)が設置された[*184] 最後に、首都圏の全ての輸送手段（鉄道、地下鉄を含む）を規制するために、中央政府、ブエノスアイレス州政府とブエノスアイレス市から構成されるATAM（首都圏運輸管理局: Autoridad de Transporte del Area Metropolitana）が整備中である[*185]。

---

*182 この部門には、航空部門、首都圏配電部門や一部の鉄道路線と異なり、受託者群は、諸問題に直面しているにもかかわらず、１年目から赤字にはなっていない。ブエノスアイレス市へのアクセス道路の使用料は、1993年末、最高1.50ペソと設定された。

*183 民営化初期からの問題点が多く、長官の直接関与が必要となったとされている。民営化に対する市民の最も強硬な反対は、この部門で見られる。

*184 委員会の業務は、サービスの質に関する監督、運転士の身体・精神検査、車両の技術的検査、該当登録、処罰等の実施である。

*185 首都圏輸送システムのいくつかの落札者には、コンセッションを引き受ける能力に欠けるとの懸念が表明されている。

4．8．石油部門

石油部門は、現政権下において、最も大きな経済効果を伴った変革に直面した部門である。1990年に実現された石油市場の各段階の規制緩和*186から、最近のYPF の部分的民営化*187までの期間において、市場の形態、関連経済主体、公的部門と民間部門の役割、生産プロセスの上流部門の独占解除、適切な規制手段の不足による寡占行為の漸増的な危険性など、大きな変化が確認できる。

表4.8.：石油部門 － 主要指標

石油部門の主要指標(1990 年現在)	
精製設備能力： YPF	441,700 バーレル／日
精製設備能力：他企業	272,000 バーレル／日
ガソリンスタンド数： YPF	全国の55%
ガソリンスタンド数： 他企業	全国の45%
燃料税	GDP の2.8%
確認埋蔵量	300.7 百万m^3(1992 年)
普通ガソリン代(1993 年末)	0.507 us$/リットル*188

石油部門の規制緩和計画は、既に、２級油田の入札・売却と１級油田における民間部門との提携（両者において、原油の自由処置が認められている）を含んでいたが、YPF の民営化は、1990年末における国有会社（法律第19550号）から株式公開のためYPF株式会社へ変更（大統領令第2778号）された時点から始まった。

関連する資金の規模やその効果の点で、経済効果が最も大きな民営化である。民営化に先立って会社の大規模な再編が実施されたことと、株式売却が一括売却ではなく、多数の一般投資家への分割売却によって行われたことは、新しい民営化形態の開始と考えられる。

YPF の再編は、油田（１級、２級）開発事業の民間への売却又は参加、CAMPO DURAN の

*186 これは、国内価格の国際価格への収束を目指した価格と販売マージンの自由化、精製に関する割当の廃止、原油の自由処置、貿易に関する制限の廃止等を含む。
*187 年間売り上げ4,000 百万ドル、年間輸出額600 百万ドル以上、1991年と1992年の利益が、それぞれ、300、350 百万ドルの国内最大の企業である。
*188 ガソリンの国内価格は、1993年9月現在、日本の価格を僅か15% 下回り、米国の2.5倍であった。

蒸留所とパイプライン、DOCK SUDとSAN LORENZO 精油所、タンカー26隻、数か所の石油パイプライン、ボーリング設備、INTERPETROL社（商社）株式のYPF保有分(49%)の売却と従業員の大幅な削減（1991年末の51,000人から1993年半ばの10,000人強まで）までを含む*189。

他方、1992年9月に制定された法律第24145 号（炭化水素の連邦化、YPF の再編・民営化）は、YPF 株式会社の株式構成*190を取り決めるとともに、民営化に係る一般条件を設定している。これらの要点は以下の通りである：

＊株式資本（額面10ﾍﾟｿの353 百万株式）の70% までの売却を段階的に実施する。

＊国家は、株式の31% まで（１年目は最低20%）売却でき、得られる資金は社会保障会計に充てる（社会保障の債務に係るBOCON 債券の回収）。

＊州政府は、保有株式の最低50% を３年以内に売却することを約束する。

その後、特定の企業グループによるYPF の経営権の独占を避けるため、以下の条項が規定された：

＊単独で民間株主は、株式資本の15% 以上又は株式民間保有分の20% 以上を保有できない。

＊株式資本の3%以上又は株式発行の5%以上を買収する株主は、身元を証明する義務がある。

＊ある株主が株式資本の15% 以上又は株主発行の30% 以上の買収を希望する場合は、事前に、他の株主に対し、市場価値を上回る価格で企業全体の買収提案を公開する必要がある。この仕組みは、支配的資本の参入を事実上不可能としている。

YPF の売却に採用された方法は、「book building 」と称される方法である（17～20ドルに設定された株式単価をベースとした銀行を通じた事前申し込み）。1993年半ば、国内外株式市場において、株式単価を19ドルに設定して、株式の45.3% に相当する160 百万株式が同時に売りに出された。これは3,040 百万ドルの財政収入を伴い、このうち、1,824百万ドル（株式資本の27.5%）が国庫の収入、残り1,216 百万ドル（16.5%）が株式保有州の収入となった*191。

---

*189 退職した人員の一部は石油労働組合が管理する株式会社を形成し、小企業の競争的な市場において、関連サービスの供給を行っている。

*190 中央政府が51% 、石油生産州が39% （各州のシェアは、ロヤルティーの配分に比例）、従業員が10% 。

*191 その結果、第１回の株式発行後、国の持株は(23.5%) 、州のとほぼ同等(23.4%) となった。

YPF の民営化は、民営化過程の中で企業の所有構成について公開されてきた数少ない事例であるが、それだけで、市場の透明性と競争の促進が保証されることにはならない。逆に、採掘分野におけるYPF の準独占状態はYPFを中心とする寡占状態に置き替わり、YPF株式を持つ主要企業の重要性が増した[*192]。また、YPF に対する株式参加以外にも、現在の原油生産の80% 以上が僅か５社に集中し、更に、原油の輸入には制限や天然の障壁（輸送・貯蔵コスト面、必要な投資等）が存在することから、この寡占は決定的な市場支配力を持つのである。精油分野においても、国内の石油関連製品生産の85% 以上が、YPF が株式面で支配的立場にある３社に集中しており、同じような現象が観察される。最後の販売分野については、より競争的な市場となっているように見られるが（上位３社が販売の90%を占めているが）、精油業者との供給に係わる長期契約と精油業者による条件付きファイナンスは、実際の競争状態を条件付けるもので市場の透明性に強い影響を与えている[*193]。

要約すれば、YPFは利益の最大化を企業戦略として次第に明確化していくものと思われるが、市場の寡占性が強く、規制枠組みが欠如している状態は、経済全体に対して影響力の大きいこの市場の将来の発展動向に深刻な疑問を抱かせるものである。

---

*192 民間保有分が54%(Perez Companc 社は、3.3%を買収）であり、社会保障の債務支払いに4.8%あてられ、従業員が10%、州が11%、国が20% 保有している。

*193 先進国においても集中度は高いが、寡占に参加する企業の数や規制システムが競争的な市場の存在を保証している。

4．9．残された国家機構とその他の規制機関*194

先に指摘した通り、国家の「規制制度」は、最近民営化された公共サービス事業に対する（サービスの質に関する条件、料金構造、投資約束などの）落札の際の条件を遵守させることだけを対象とするものではない。新設された規制機関群の他に、消費者の権利や国家の利益に資する一連の公的機関、公私混合機関も含むものである。従って、1994年度予算（同年度より「残された」国家の新機構が安定化し、ここ数年間の優先課題が明示されている）の内容を検討することによって、「規制制度」を構成する他の機関について簡単に触れておく。表4.9.は、各省、各実施機関の予算割り当てを示している。ただし、国家予算の33%（約13,000百万ドル）が社会保障に向けられていることから、同表における全項目の累計は100%にならない。

表4.9.：1994年度国家予算*195

三権、省、項目	予算額(千ﾍﾟｿ)	%	主要部門
立法府	427,615	1.07	中央行政(65%)
司法府	708,000	1.77	中央行政(100%)
大統領府	1,516,875	3.79	CNEA(45%)、行政(34%)、CONICET(13%)
内務省	2,049,798	5.13	中央行政(71%)
国防省	4,705,773	11.77	中央行政(72%)
外務省	361,392	0.90	中央行政(100%)
司法省	320,518	0.80	中央行政(100%)
経済公共事業省	3,244,281	8.11	行政(315)、DGI(23%)、DNV(18%)、ANA(9%)、規制機関郡(5%)
労働省	3,825,344	9,57	社会保障機関
教育文化省	2,050,845	5.13	中央行政(98%)
厚生省	956,613	2.39	中央行政(54%)
公債他*196	6,613,692	16.54	公債のサービス(44%)
合計	39,980,747	67.00	（社会保障の分が除外されている）

*194 「残された国家機構」とは、機構改革、規制緩和と民営化の結果として、国に残されている事業や権限等を指している。4.9節.は、公共サービス、ユーザーの保護、規制機関を補完する管理機能に限定している。
*195 国家予算より集計（単位：千ペソ）。
*196 公債のサービスと「国庫のその他負債」を含んでいる。

表4.10.:経済公共事業省の実施機関に対する予算割り当て（1994年度）[*197]

機　　関	予算額(千ﾍﾟｿ)	%
中央行政	1,004,300	30.9
家畜衛生ｻｰﾋﾞｽ局 (SENASA)	92,766	2.9
証券委員会 (CNV)	6,279	0.2
保険事業管理局	16,992	0.5
道路局 (DNV)	606,557	18.7
組合活動協会 (INAC)	5,938	0.2
国立農牧技術院(INTA)	143,344	4.4
国立水産研究所(INIDEP)	10,317	0.3
国立工業技術院(INTI)	32,164	1.0
国立ﾌﾞﾄﾞｳ 栽培・醸造研究所	23,680	0.7
国立地震研究所(INPRES)	4,646	0.1
国家監査院	1,639	0.0
上下水道連邦審議会(COFAPyS)	70,802	2.2
国立種子研究所	2,911	0.1
国立植物検疫品質研究所(IASCAV)	17,476	0.5
国税局(DGI)	741,241	22.8
税関(ANA)	319,967	9.9
国立鉱業研究所(INTEMIN)	4,743	0.1
鉄道規制国家委員会	5,015	0.1
国家租税監査院	5,387	0.1
電気通信国家委員会(CNT)	43,755	1.4
ガス国家規制機関(ENARGAS)	26,550	0.8
電力国家規制機関(ENRE)	27,768	0.8
自動車輸送国家委員会	23,080	0.7
鉄道輸送国家委員会	7,023	0.2
合　　計	3,244,578	100.0[*198]

次の表4.11.より、最近民営化された公共事業に対する規制機構が十全に機能すれば、10の規制各機関は平均50人のスタッフを擁し、年間平均35百万ドルの予算を持つと言える。この約350 百万ドルに及ぶ年間規制コストの大部分は受託業者のライセンス料によって負担され、最終的には消費者の負担となるもので、国家予算によって直接負担されるものではない。。

[*197] 国家予算より集計（単位：千ペソ）。
[*198] 1994年度予算の8%に相当。

表4.11.:規制制度を構成するその他の組織・機関*199

機関、法律等	主要機能	備　考
消費者保護法	不当競争の防止、公衆衛生の保護、製品の情報、強制的保証義務、生産者と販売者の共同責任、消費者保護に係わる解釈	国会の承認待ち。幾つかの条項が再検討されている
国家自由競争保護委員会	市場における支配的地位の悪用の防止、調査の実施、罰金の適用（50万ドルまで）、価格引き上げの取消し、刑事訴追	第22262/80法（独占禁止）によって設立商業庁長官が委員長
品質保証	試験ラボの認可と民間の品質保証。全国品質賞の設置(Baldrige に基づく)	制度枠組みは、国家産業競争力計画の一部となる
主婦連盟と消費者保護協会(ADELCO)	消費者への啓蒙と情報、品質の比較試験、苦情の受付とフォロー、民営化事業に関するアンケート	啓蒙活動に対して政府からそれぞれ130万ﾍﾟｿの助成金を受けている。
私的調停	民間部門内での利害対立の調停を目的とした民間仲裁機関（商工会議所、工業連盟等）	商業裁判の経費の90% までの節約が得られる。限界：訴訟の3%。
危険廃棄物	危険廃棄物の遺棄は刑事犯罪とみなす	第24051/91法
家畜衛生ｻｰﾋﾞｽ局（SENASA)	家畜衛生対策（口蹄疫等）、食品検査、流通の管理	年間予算:92百万ﾍﾟｿ 人員：3,018 人
上下水道連邦審議会（COFAPyS)	下水道施設の普及促進、人口1.5 万人以上の集落への飲用水供給	年間予算：70.8百万ﾍﾟｿ （世銀、IDB借款を受けている）人員：103人
国立鉱業研究所（INTEMIN)	技術開発と指導、情報の配布、地域ｾﾝﾀｰの設置（特に中小事業者向け）	年間予算:4.7百万ﾍﾟｿ 人員：54人 大統領令2818/92 号
ﾕｰｻﾞｰ委員会 公共ｻｰﾋﾞｽ規定	公聴会や監視を通じ、ｻｰﾋﾞｽの質と料金設定・徴収の適正化のため、選出された消費者代表による委員会の設置計画がある。政府は、民営化初期に最も評判を落とした公務員を配置した。	
国家会計監査院（外部監査- AGN) 国家会計管理局（内部監査- SIGeN	会計管理に関する第24156 法によって、従来の監査機関に代わるこれら機関が設立されている。SIGeN は、330 人のスタッフを抱え、国家予算、公的融資、一般会計部門の監査に従事している。AGN は、会計監査二院委員会ともに、外部監査機構として機能している。これらのほかに、国家レベルのオンブスマンの導入が予定されている。	

これらの規制業務に直接又は間接的に従事している機関（完全な民間機関を除く）は、国家機関の機構強化に向けた協力計画を実施する場合の潜在的な受け皿機関である。

*199 独自に作成。

第５章：民営化の経済効果

５．１．80年代末の経済危機と民営化

1980年代末のアルゼンティン経済の深刻な危機は、金融活動が財の生産部門に代わって経済活動の主導的役割を果たし、高い収益率をあげていたという経済構造の「疲弊」を反映している。金融部門の隆盛は、1977年の金融改革と1979年の財市場の貿易自由化の下で国内外の官民によって様々な種類の金融的投資が活発に行われていたことを背景としていた。

この期間に負った巨大な債務の結果、1981年から1989年までに外国債権者に支払った利子は347 億ドルに上り（年間平均約38億ドル）、また、国外への資金の純移転額（利子支払額－外国資金流入額）は269 億ドル（年間30億ドル）に達した。

対外債務から生じた国外への資金移転は膨大なものであったが、国内民間部門に対する負債削減措置を通じた民間部門への資金移転額より小さい規模であった。これについて、中央銀行現総裁は、1989年12月までの中央銀行の損失を674.76億ドル（年間約75億ドル弱）に達すると見積もっている*200：「我国の場合、物価の不安定は二重の意味で逆進的であった。インフレ税は主に低所得層が負担した一方で、得られた資金の大部分は少数の受益者が獲得した。現に、貨幣発行による利益は各経済グループのロビー能力に比例して配分されたため、ここ数年間におけるインフレ税は民有化されていたといえる」*201。

このような背景から、80年代末の経済危機の決定的要因が「国家の倒産」にあると言われるのも驚くに値しない。

このような診断のもとで、規制緩和と公企業の民営化を軸とした危機の克服に向けた一連の政策（通貨兌換計画も含む）が採用された。規制緩和と民営化は、一国経済の主要ななる経済主体の利害と関連し、経済政策の中心的な役割を果した。また、公企業の民営化は、外国債権者による元本の部分的回収（民営化の支払い方法の１つとしてDEC の活用が認められている）と利子支払い（民営化による国庫への現金収入より）を保証する最適の手段

---

*200 R.B.Fernandez,"Comentarios sobre el proyecto oficial de reforma de la carta organica del Banco Central de la Republica Argentina", 1990,アル国銀行協会(ADEBA)の会議へのペーパーを参照.

*201 中央銀行の累積損失の構成は次のとおりである（単位：百万ドル）：
通貨・為替政策；37,902(56%)、政府機関への資金供与;14,638(21%)、政府への資金供与;12,661(19%)、
貿易への資金供与;2,274(4%)、計；67,476.

であり、国内外大規模経済グループにとって、重要資産の管理と独占市場が生み出す大きな準レントを確保する手段である。

危機の重大さと利害の錯綜が、アルゼンティンにおける民営化過程に他のラ米諸国の経験と異なる特徴を与えた。複雑なプロセスであるにもかかわらず、非常に短期間で実施され、民営化対象企業の評価は他の国で行なわれた方式と逆のものが採用された。例えば、チリでは、売却価格を引き上げるため、民営化対象企業の再建が前提条件とされた。また、民営化プロセスが短期間に実施されたため、極めて不十分な規制枠組しか準備されず、一般的に応札者も少なかった。

アルゼンティンの民営化におけるもう1つの特徴は対象範囲の広さであり、石油部門とYPF の民営化の場合、国家のレント獲得領域まで譲渡している。例えば、チリは主要輸出企業である銅公社CODELCO 、メキシコは輸出額の40% を占める石油公社PEMEX を国家の管理下に維持しており、ア国のような事例は他の国では見られない。

最後に、アルゼンティンにおける民営化は、ラ米諸国の民営化の中で、対外債務証券の資本化の適用率が最も高く、また、英国で見られれたような民営化企業の資本に対する社会的参加の促進に対する関心が極めて低いことによって特徴付けられている[*202]。

---

*202 Instituto de Estudios Contemporaneos,"Privatizacion,experiencias mundiales" Edit. El Cronista Comercial,ブエノスアイレス,1988を参照。

5．2．短期的な効果：資本勘定の動き

資本の外国への移転はラ米諸国の経済で恒常的な現象であったが、アルゼンティンでは、70年代後半以降、重大な経済問題となった。世界銀行とMORGAN銀行が実施した調査によれば、外国への民間資本の移転の大部分は1976年～1981年に実施され、その額は310 億ドルを越えている（表5.1.を参照）。即ち、資本の逃避が最も著しい時期は、民間部門の対外債務が急増した時期と一致している。

その後、1982年のメキシコ債務危機が発端となったラテンアメリカの債務危機において、アルゼンティンからの資本流出は、年間平均額（1982年～1984年の3年間で年間で約310 億ドル）の水準は高いものの、大幅に減少している。この時期から1988年までの期間における外国への資本移転のペースの下降は、著しい外貨不足、為替保証制度と対外債務債券の発行を通じた民間債務の「国有化」に起因するものであった[*203]。最後に、1989年～1990年の期間、外国への資本流出が再び急増し、この2年間で50億ドルを突破した。

表5.1.：アルゼンティンにおける民間資本の流れ[*204]　　（単位：百万ドル）

期　間	世銀の推定値		MORGAN銀行の推定値		政府推定値	
1970-75	-8699	-1450	-8211	-1369		
1976-81	-31382	-5230	-30179	-5030		
1982-84	-9468	-3156	-9139	-3046		
1985-87	-3818	-1276	-3813	-1271	542	181
1988-90					-5090	-1697
1991-93					15208	5069
合計	-53357	-2965	-51342	-2852	20778	1184

(注) 表の各欄の左側の列は当該期間中の合計額、右側の列は期間の年平均額を示す。

1990年代に入ってこの傾向が逆転し、最初の3年間で150 億ドル以上の資金が流入した。政府の推定によれば、1992年に資本の最大の流入（7,810百万ドル）が発生しており、その後、1993年に減少しているが、規模は依然大きい（5,059百万ドル）。

---

*203 E.M. Basualdo,"Deuda externa y poder economico en la Argentina", Edit. Nueva America,ブエノスアイレス, 1987を参照。
*204 R. Padilla del Bosque,"Estimacion de la fuga de capitales bajo diversas metodologias para los casos de Argentina, Brasil, Mexico y Venezuela", Inst. Di Tella,ブエノスアイレス,1991 および外務省, "Argentina un pais para invertir y crecer",ブエノスアイレス, 1993をもとに作成。年間合計を百万ドル単位で表示。

1990年代初頭における資本の流れの急激で大幅な変化は、その唯一の原因ではないが、公企業の民営化に関連している*205。民営化が国際収支に及ぼす短期的な効果は、公企業の売却によって大規模な資本（現金）流入を促進することである。

兌換法発効以来、民営化の短期的な効果はプラスであり、貿易赤字を補い、為替レートを維持するための重要な要素となっている。また、財政収支の観点からは、国際金融機関と約束（資金供与の条件）している財政黒字の達成に貢献している。

この点では、民営化による収入が、国際収支の資本勘定において異なる２つの科目で計上されていることは興味深い。民営化による外貨の現金収入は、1990年に新設された科目「民営化」に計上され、対外債務証券によって支払われる部分（DEC の活用）は、「外国直接投資」の科目に計上されている*206。

両科目の推移（表5.2.）は、民営化を通じた資本の流入の重要性を実証するものである。外貨の流入は、1990年～1993年の期間、比較的安定しているが（17億ドルから約20億ドル）、外国直接投資は大きな変動（約300 百万ドルから2,852 百万ドル）を示している。しかし、外国直接投資の急激な変動は、初期の民営化（ENTEL とAerolineas）でDEC の割合が少なかった訳ではなく、国際収支における計上の「ズレ」に起因するものである*207。

1993年と1994年の外国直接投資と民営化による資本の流入に関する政府の予測は、1992年に達した水準（約47億ドル）が維持されるものとなっている。

ここで、民営化のプラスの効果である資本の流入は、公企業の譲渡過程においてのみ発生するものであることを指摘すべきである。公企業が民間部門に譲渡されたあとは、一時的ではなく、継続的な正反対の現象が国際収支において発生する。民営化企業による利益の外国送金である。

表5.2.に示されるとおり、利益の外国送金による資本の流出は、対外債務の株式化制度の発足時（1985年）から持続的な成長を示しているが、公企業の民営化が開始された1990年には、更に増大している。1985年～1989年の期間における利益の外国送金の年間平均額

---

*205 国際金利よりも高い国内金利（ドル建て）も外国からの短期資本の流入の重要な原因となっている。この現象は、70年代末から80年代の初めにかけて見られた現象と同様である。

*206 為替保証付きの対外債務の株式化が発足（中銀通報第A532号）した1985年より、対外債務の株式化は、国際収支上は外国直接投資として位置付けられている。

*207 対外債務の株式化の発足から外国投資への計上まで、記帳のズレがある。例えば、為替保証付き対外債務の株式化は1986年にも実施されたにもかかわらず、1985年にのみ計上されている。同じようなことが1987年に発足した新制度でも見られる（1988年より計上されている）。

と年平均上昇率は、それぞれ、558 百万ドルと9.3%であった[*208]。一方、1989年～1994年における年間平均額と上昇率は、900 百万ドルと13.3% である。

この利益の外国送金は、民営化初期の資本流入による国際収支におけるプラス効果を中立化するものである。しかし、送金を踏みとどまらせ得る国内の良好なマクロ経済条件及び国際金融条件にもかかわらず送金額が拡大していることは、これらの要素が変化すれば、中期的に更に厳しい状況を生み出すものと考えられる。即ち、民営化の期間中、国内的にはマクロ経済の安定と均衡、国際的には高い流動性と低い国際金利に直面しているにもかかわらず、利益の海外送金が拡大しているのである。

対外債務の株式化制度の発効と特に民営化の開始により、外国企業のみならず、国内企業も外国直接投資が可能で利益の外国送金が認められていることから、更に中期的にこの状況が悪化する可能性がある。従って、中期的に国内又は国際状況に変化が生じれば、国際収支の困難が増幅されることとなる。

表5.2.: 外国直接投資、民営化及び利益外国送金の推移[*209]　　（単位：百万ドル）

年	外国直接投資	民営化	外国送金	年	外国直接投資	民営化	外国送金
1980	739		-546	88	1147		-660
81	927		-735	89	1028		-664
82	257		-316	1990	333	1703	-716
83	183		-425	91	465	1974	-805
84	269		-439	92	2853	1841	-850
1985	919		-425	93	4647		-945
86	574		-482	94	4716		-1407
87	-19		-558				

*208 1980年～1984年の間、年間平均4.3%で減少し、年間平均444 百万ドルの水準にあった。
*209 中銀及び1994年度国家予算書のデータより作成。1993年、1994年のデータは、1994年度国家予算書に含まれている推計であり、外国直接投資と民営化の累計である。百万ドル単位で表示。

5．3．対外債務、国内債務、民間債務、公的債務への中期的影響

公企業の民営化におけるDEC の活用の高い割合は、国際収支に特定の影響を及ぼしている。対外債務債券を公企業の民営化に対する支払い手段の一部として認めたことは、対外債務全般、特に、公的債務の削減を引き起こした。表5.3.は、1990年～1992年の民営化収入の構成に関する政府による推計である。

表5.3.：民営化計画の財務的結果[*210]　　（単位：百万ドル）

民営化部門	現金	債券		債務譲渡額	合計	
		額面価値	市場価値		A	B
電話	2271	5000	1257		7271	3528
Aerolineas	260	1610	483		1870	743
鉄道						
電力	313	1459	1088	461	2232	1862
港湾	6				6	6
道路						
ﾗｼﾞｵ-TV	14				14	14
石油	1846				1846	1846
ガス	300	3082	1541	1110	4492	2951
OSN						
石油化学	53	130	26		183	79
造船	60				60	60
製鉄	143	42	22		185	165
不動産	107				107	107
その他	65	12	2		77	68
合　計	5438	11335	4420	1571	18343	11428

上の表から、回収された債券を額面価値で評価すれば、18,343.4百万ドル相当の事業が同期間中に民営化されたことになる。また、債券の市場価値で評価すれば、11,428.2百万ドルとなる。民営化計画によって回収された債券の額面価値は、11,334.9百万ドル（総収入の62.3%）で[*211]、それらの市場価値は4,419.8 百万ドルに達し、民営化による収入総額の39% に相当する[*212]。

---

*210 経済公共事業省経済企画庁のデータより作成。合計Aは現金と債券の額面価値の合計、合計Bは現金と債券の市場賀価値の合計である。単位は、百万ドル、1990年から1992年までの期間に該当する。

*211 額の面で、DEC の活用が最も大きい民営化は、全体の88% を占める電話、ガス、電力部門の民営化である。

*212 ここで、これらの成果を国際比較することは興味深い。：1992年の全世界における民営化は、53,000百万ドルに達した（1991年の30,000百万ドルを大幅に上回り）。この中で、34%が東欧、26% が南米諸国に該当する。メキシコとアルゼンティンは、それぞれ、12.5%1と10.5% を占めた。一方、ブラジルは、まだ民営化を本格的に開始していないため、僅か2%であった。

対外債務債券の回収は対外債務残高に大きな影響を与え、民営化計画の終了時には、その一時的削減額は約200 億ドルに達すると推定されている。この効果を評価するため、表5.5.で、1975年から1992年までの対外債務の推移を公的部門と民間部門を区別して示している。これをもとに、公的資産の売却によって達成された対外債務の削減（11,334.9百万ドル）は、1989年現在の対外債務総額の18% に相当することが確認できる。

しかし、対外債務の削減額は、同期間中に実現された新規の債務額を下回り、対外債務残高は増加している。1989年～1992年の対外債務の増加額は140 億ドル、純増額（新規債務－回収債券）は、民営化によって回収された債券の額面価値の24% に相当する27億ドルに達する。更に、民営化と直接関連した公的対外債務は、同期間で、9億ドル上昇している。

また、民営化企業は、約170 億ドルの対外債務を国庫に移管しており、更に内債も含めれば、移管された債務額は200 億ドルとなる（表5.4.を参照）。この債務額は、従来より国の債務を構成していたが、民営化実施期間中に大幅に増大しており、また、政府はYPFのような黒字公企業まで譲渡していることを考慮すべきである。

分析したこれらデータによれば、1990年より実施された経済政策は、ブレイディー・プラン及び民営化計画にもかかわらず、公的資産の売却の対外債務への効果を中立化するだけではなく、5%近くの増額を引き起している。

このような中で、対外債務の増大は、外国債権者に支払う利子の絶対額及び相対的割合の減少と並行して生じた。利子支払額は、債務総額の9.5%（1989年）から6.3%(1992 年)に減少している（表5.5.）。しかし、利子支払いの減少は、債務の再交渉(ﾌﾞﾚｲﾃﾞｨｰ･ﾌﾟﾗﾝ)の結果ではなく、主に、国際金利の低下に起因するものである[*213]。

民営化実施期間中、また、一部はその結果として、対外債務の構成に変化が生じた。この変化は今後に影響を与えると考えられ、検討を要する。

対外債務の拡大と資本の流出が顕著であった時期（1979年～1980年)の債務残高に占める民間債務の割合は高い水準（47%)に達した。その後、為替保証制度により民間部門の債務割合と絶対額は大幅に減少し、1989年には、50億ドル、債務総額の僅か8%に相当となった。1990年以降は、民営化における対外債務債券の回収によって対外公的債務の拡大が緩和されるとともに、民間部門は海外からの資金調達を増やしており、対外債務に占める民間部

[*213] 1990 年から1992年までの間、180日間のLIBOレートは、57% (9.22% →3.95%) 低下している。

門のシェアを変化させる要因となっている。

表5.4.：国庫に移管された公企業や公的機関の債務[*214]　　（単位：百万ペソ）

機関名	外債	内債	合計
ＹＰＦ	8,786.6	7.2	8,793.8
Ferrocarriles	1,971.8	585.8	2,557.8
Gas del Estado	1,892.8	387.3	2,280.1
Hidronor	1,485.3	2.9	1,488.2
Segba	817.8	83.9	901.8
SOMISA	612.7	825.1	1,612.7
Aerolineas A.	421.3	6.4	427.7
ELMA	406.3	329.9	736.3
Agua y Energia	328.3	729.8	1,058.0
Entel	269.6	26.4	296.1
ＯＳＮ	86.8	42.6	129.4
小計（民営化機関）	17,079.5	3,027.4	20,106.9
Banco Central	7,496.5	0.8	7,497.7
BANADE	2,873.4	628.3	3,501.7
ＪＮＧ	146.8	0.2	147.0
INDER	124.6	1,500.0	1,624.6
Caja Nac.de A.y S.	0.0	600.0	600.0
ENCOTEL	2.6	110.6	113.2
小計（その他機関）	10,644.3	2,840.0	13,484.3
総　　計	27,723.8	5,867.4	33,591.2

[*214] 1994 年度予算書より作成。93.7.31 日現在のサンプリングであり、単位は、百万ドル。

表5.5.：対外債務と利子支払の推移[*215]　　（単位：10億ドル）

年	対外債務					利子支払額
	総額	公的部門		民間部門		
		額	%	額	%	
1975	7.9	4.0	51	3.9	49	
1978	12.5	8.4	67	4.1	33	0.7
1979	19.0	10.0	53	9.0	47	1.2
1980	27.2	14.5	53	12.7	47	2.2
1981	35.7	20.0	56	15.7	44	3.9
1982	43.6	28.6	66	15.0	34	4.9
1983	45.1	31.7	70	13.4	30	5.4
1984	46.2	35.5	77	10.7	23	5.5
1985	49.3	40.9	83	8.4	17	5.1
1986	51.4	44.7	87	6.7	13	4.3
1987	58.3	51.8	89	6.5	11	4.1
1988	58.5	53.5	91	5.0	9	4.7
1989	63.3	58.4	92	4.9	8	6.0
1990	63.7	—	—	—	—	5.8
1991	65.0	—	—	—	—	5.2
1992	66.0	59.3	90	6.7	10	4.2

対外債務の構成の変化は一時的な現象ではなく、民間資本主導による対外債務の新しいサイクルが始まろうとしているように思われる[*216]。また、これに関する政府予測[*217]も、対外債務に占める民間債務のシェアが1995年に19%、1998年に31%に達するものとしている[*218]。

ここ数年間にわたり、対外債務における公的部門と民間部門の間の比率が変化するとともに、それぞれの部門内の債務構成も大きく変化してきた。公的部門は、1989年以前に、対外債務の支払に対応するためのドル建て債券を発行してきたが、これらは、法的には、国内住居者は保有できないものであった。しかし、1989年以降、公的部門の債務の形態が変更され、国内居住者も保有でき、国内外の市場で取引されるドル建て内債が大量に発行された。その例が、BONEX と呼ばれるドル建て長期債券の発行を通じて個人の定期預金

*215 CEPALブエノスアイレス事務所のデータより作成。1990年～1992年の対外債務の額は、暫定額である。1992年の民間部門の対外債務額は、中銀からのデータであり、外国銀行からの貸付の一部のみ含んでいる。公共部門の債務は、総額と民間部門の債務額の差である。
*216 民間部門の対外債務のダイナミズムは、政府保証の取得へ向けた強い圧力を掛けている。
*217 経済公共事業省,"Argentina en crecimiento" を参照。
*218 対外債務に関する政府の推計は、国内居住者保有債券、公営銀行保有債券及び商業短期債務を除外している。

（約34億ドル）を外債に切り替えた1989年のBONEX プランである。また、1991年に行われた約55億ドル相当のドル建て債券の発行を通じた公的債務の再編・統合も、同じような効果を持っている。

他方、民間部門の対外債務も、民営化以前の状況と比べて大きな変化を示している。表5.6.は、1992年末現在の債権者別構成を示すもので、債務内容の変化が読み取れる。

表5.6.：民間部門の対外債務における債権者別構成[*219]　　（単位：百万ドル）

債権者	債務総額	商業的債務	金融的債務
官公需の納入者等	2,009.4	2,009.4	
商業銀行	2,304.4	2,180.6	195.8
国際金融機関	481.4	－	481.4
債務証券	1,898.4	－	1,898.4
（内訳）			
公債	888.3	－	888.3
社債	756.1	－	756.1
ＣＰ	52.5	－	52.5
ﾕｰﾛ･ﾎﾞﾝﾄﾞ	201.5	－	201.5
合　計	6,693.6	4,188.0	2,575.6

第１の特徴は、外国銀行からの債務の大部分が計上されていないにもかかわらず、金融的債務のシェア（38%）が高いことである。第２の特徴は、金融的債務の中で債務証券が高いシェア（77%）を占めることである。第３の特徴は、債務証券の中で債券（Bond）と社債が最も高いシェアを占めていることである。1993年10月末現在までに民間企業が発行した社債は、3,457 百万ドルに上り、1992年12月末現在までの発行の累積額と比較すれば、１年足らずのうちに2,701 百万ドル（357%） 増加したことになる。また、これには、承認済で未発行の社債（705 百万ドル）と承認待ちの分（1,700 百万ドル）が加わる（表5.7.）。

社債を発行または発行の準備をしている企業群を分析することによって、この種の債務と民営化との関係が把握できる。即ち、民営化の落札企業体（例えば、Telecom やTelefonica）と民営化に直接参加している企業体（例えば、Astra やPerez Companc)が、社債発行の大部分(72%) を占めている。また、これらの企業群は、承認済の未発行社債の71% 、承認待ちの社債の91% を占めている。全ての社債の総額を考慮すれば、民営化企業の所有企業のシェアは77%（4,536 百万ドル）に達する。

[*219] 中央銀行のデータより作成。金融債務は外国銀行の貸付の一部のみを含む。92.12.31日現在のデータ（百万ドル単位）。

表5.7:民間部門の社債[*220]

企業名	発行済	承認済	承認待ち	合　計
民営化関連企業	2,486(72%)	500(71%)	1,550(91%)	4,536(77%)
TELECOM	750		500	1,250
P.COMPANC	600			600
BANCO GALICIA	600			600
EDESUR		300		300
ASTRA			300	300
ACINDAR		200		200
TELEFONICA	150		500	650
C. DEL PLATA			150	150
SIDERCA			100	100
LOMA NEGRA	85			85
BRIDAS	85			85
IMPSA	60			60
TECPETROL	60			60
SIDECO	50			50
B.H.U.	30			30
POLLEDO	15			15
MASSUH	1			1
その他企業	971(28%)	205(29%)	150(9%)	1,326(23%)
B.CREDITO AR.	225	150		375
BANCO RIO	150			150
SEVEL	95			95
B.TORNQUIST	70			70
ALPARGATAS	60		150	210
BANCO MACRO		55		55
BANCO ROBERTS	50			50
B.REPUBLICA	50			50
BANCO QUILMES	50			50
TIBSA INV.	50			50
BANCO DEL SUD	35			35
SANCOR	30			30
B. MEDEFIN	30			30
B.MERCANTIL	20			20
BANCO MAYO	20			20
BANCO UNION	10			10
ROMAN	10			10
BANO VELOX	10			10
BANCO ROELA	4			4
B.PATRICIOS	2			2
合　計	3,457(100%)	205(100%)	150(100%)	5,860(100%)

要するに、1990年以降、債務額の拡大と構成の変化による民間部門の新しい対外債務サイクルが始まったと言える。民営化の落札コンソーシアムとこれらを形成する企業がこの新しいサイクルを先導し、また、社債の発行による債務形態の変化に決定的な影響を与えている。

[*220] 企業公表データ及び政府発表データより作成。「民営化」の項目は公企業を買収した企業連合及びそれら連合を形成している企業に該当する。「その他」の中には、PEREZ COMPANCグループを構成するBANCO RIO、SIDECOグループのSEVEL、ASTRAが株主であるBANCO DE QUILMES等が含まれている。1993年のデータ、単位は百万ドルと%。

5．4．短期的な財政再建と展望[*221]

公企業の民営化による政府財政への影響にはいくつかある。これらには、短期・一時的なもの（例えば、現金収入）とより永続的と思われるもの（落札企業からの税収）がある。

一般的に、公企業の民営化の財政への（1回限りの）主要な効果は、それら企業の売却による現金収入である。その後、民営化企業の納税（主に、収益税）による資金[*222]が加わる。他方、公共サービスの価格に含まれていた特定目的のための国内税（例えば、社会保障向けのもの）の徴収が停止された。しかし、民営化とともに実現された料金引き上げによって減収分は吸収され、新企業体による料金の一部を構成している。

一方、財政支出の面での国庫に対するメリットとして、従来の公企業の赤字の影響と民営化におけるDEC の活用によるデット・サービスの削減が挙げられる。しかし、民営化と並行して、国が公企業の商業的及び金融的債務を引き受けたケースが一般的であるため、それら債務に関連する支払いは、将来の財政負担となる（表5.4.を参照）。

上の検討結果より、民営化の財政への影響を見積もることは非常に困難であると思われる。しかしながら、いくつかの仮定の下で、具体的な事例の試算を行なうことは可能である[*223]。確かに、短期的には、この広範な公企業の民営化プロセスは財政へのプラス効果を伴う。しかし、現金収入による初期の影響が消失する頃からは、国庫が引き受けた公企業の債務（内外）に関連する支払いの影響により、財政への負担が重くなり、長期的には初期のプラス効果が相殺されてしまう可能性がある。

民営化計画と関連する公共支出・収入の観点からの財政への影響のほかにも、民営化と直接又は間接的な深い関係を持っているいくつかの要素がある。

その中で、先ず、民間部門へ譲渡された資産の価格査定の基準である。大半のケースにおいて、将来利潤の現在価値は、企業の売却価格を上回っている。この意味では、アルゼンティンの民営化を観察している多くのアナリストが、民営化が速いスピードで実施された結果、民間部門に譲渡された資産の著しい過小評価が見られると訴えている。これは、財政に対するプラス効果を大幅に縮小した。例えば、ENTEL の場合、事前に行なわれた不十分な価格査定は、19億ドルから35億ドルの上下の開きを示していた。民営化の際、政府

---

*221 付録3で、アルゼンティンの税制に関する補足検討を行っている。
*222 全般的に、民営化対象公企業は過去において納税しておらず、また、収益は課税対象となっていなかった。
*223 P.Gerchunoff, "Las Privatizaciones...", op.cit.,におけるENTEL 、交通量の多い道路、石油等に関する推定を参照。しかし、それらの推定は国庫による公企業の債務の肩代りの財政的効果等を考慮していない。

が前者を適用したため、事前査定の条件が満たされていないとのことで（提示された査定は、1987年の決算に基づくものであった）、司法鑑査員(A. Gonzalez Arzac) の意義申し立てを受けた。また、ENTEL の幹部による査定額は60億ドルであると指摘された*224。油田の初期の民営化においても同じような現象が見られた。1990年半ばに民間に譲渡されたガス／石油比が高い２級油田は、ガス分が考慮されない価格で譲渡された。その結果、40カ所の油田の譲渡によって国が得た262 百万ドルの収入に対し、価格に考慮されなかったガスによる利益は、120 百万ドル（支払い価格の46%）に達するものである*225。

しかし、公的資産の過小評価にもかかわらず、民営化による収入は1990年以降の財政の改善に重要な役割を果たしている。国家財政における民営化による収入の影響を評価するためには、国家財政の推移を分析する必要がある。表5.8.は、通貨兌換計画発足時からの四半期毎の歳入、歳出と収支（民営化を含む場合と含まない場合）の推移を示す。

表5.8:国家財政収支の最近の推移*226　　（単位：百万ドル）

項　目	1991			1992				1993		
	II	III	IV	I	II	III	IV	I	II	III
歳入合計	3119	3898	3498	3857	3303	3481	3876	3251	4048	4334
経常歳入	2529	2600	2891	2919	3049	3151	2705	2508	3016	3323
その他	590	1298	607	938	254	330	1171	743	1024	1011
歳出合計	2567	3525	2889	2853	2791	2774	3367	3063	3280	3419
ｵﾍﾟﾚｰｼｮﾅﾙ収支	-39	-925	2	66	258	377	-662	-555	-264	-97
総合収支	549	399	521	420	350	577	301	178	544	787
民営化	624	133	433	672	142	115	207	57	228	154
総合収支含民営化	1173	532	954	1092	492	692	508	235	772	941
民営化のｼｪｱ(%)	53	25	45	62	29	17	41	24	30	16

ここで、1991年の第２四半期以降、四半期毎の（民営化を含む）総合収支に占める民営化収入の割合は16%から62%の間を変動しているものの、1991年の第２四半期から1993年の第３四半期までの期間の平均は37.4%である。民営化計画が終了しつつある現在、一定の過渡期を経た後、公的部門の支払い義務に十分対応できる黒字収支の達成が可能な財政資金調達政策と結付かない限り、民営化の財政への効果は意味の無かったものとなる。これが

*224 H.Verbistky,"Robo para la corona", Edit. Planeta,ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ,1991を参照。
*225 P.Gerchunoff y G. Coloma,"Privatizaciones y reforma regulatoria..." ,op.cit.を参照。
*226 財務庁からのデータ (Instituto de Estudios sobre Estado y Participacion (IDEP)からの提供) をもとに作成。歳入合計の内訳「その他」には、税外収入、資本収入、予算外収入及び連邦共有税からの社会保障会計への15% の移転が含まれている。オペレーショナル収支とは経常歳入と歳出合計の差であり、総合収支とは歳入合計と歳出合計の差である。

実現できない場合、持続的な財政資金調達システムの設計に民営化計画が役立たなかったことになり、財政の面から見て失敗したことになる（付録３を参照）。

このような事態が起これば、公的財政に歪みや欠陥を引き起こしたことになり、民営化後の公的財政に問題を残すであろう。1992年の第４四半期以降、経常歳入の停滞と歳出合計の増大の結果、オペレーショナル収支は赤字となっている。従って、民営化を考慮しない総合収支の黒字は、税外歳入（表5.8.における「その他」）に起因するものである。例えば、1993年上半期において、国庫がANSES（社会保障会計）向けに連邦共有税から留保した15%相当分は1,417 百万ドルに達したが、国庫は社会保障会計にそれらの資金を同期間中に交付していない。このほか、特別歳入の増加に貢献した要素は、1993年6月に税外歳入として計上されたYPF から移転された利潤（259 百万ドルの債務保証の消失という債券の回収）である[*227]。

[*227] IDEP, "Informe de Coyuntura. Desindustrializacion y gobernabilidad democratica en la Argentina", ブエノスアイレス, 1993 を参照。

5．5．新しい相対価格構造と資本形成

民営化、貿易自由化、各種市場の規制緩和が同時に進行した結果、経済活動の多くの側面に大きな影響を与えた。表5.9.は、通貨兌換法施行中の代表的な大企業群による、純利益、純資本に対する収益率と売上高の推移を示している。

これらの経済指標の推移から、同期間中、外国との競争に晒されている財（貿易財）は著しく悪化しているが、保護されている財（非貿易財）と民営化公共サービスは、収益および売上高の面で大きく改善している。このような異った動きは、価格安定化の下での需要拡大期において、非貿易財が活動水準の増大のみならず、相対価格の面でも大幅な改善が生じたことに起因する。

象徴的な例は、いくつかの民営化公共サービス料金の推移が、この傾向を裏付けるだけでなく、各消費者間で大きな違いが生じていることだ。

表5.9.：財及び公共サービス生産者の指標[*228]

財の種類項	1991				1992			
	I	II	III	IV	I	II	III	IV
純利益（百万ドル）								
貿易財	-90.9	-208.5	7.3	-28.6	-37.7	-76.5	-57.2	-108.3
非貿易財	-74.5	-50,5	7.4	20.8	78.5	79.3	82.8	29.6
民営化ｻｰﾋﾞｽ	42.0	55.8	83.7	92.8	72.4	103.1	100.2	103.4
対純資本収益率（%）								
貿易財	-5.1	-11.9	0.4	-1.6	-2.2	-4.4	-3.3	-6.4
非貿易財	-16.6	-11.6	1.7	4.9	17.4	16.1	15.7	5.8
民営化ｻｰﾋﾞｽ	4.3	5.7	8.4	9.4	7.0	9.8	9.2	9.8
売上高（百万ドル）								
貿易財	674.9	787.3	872.6	859.4	754.9	809.1	797.5	794.5
非貿易財	621.8	796.1	930.3	979.3	1093.0	1384.8	1517.7	1197.4
民営化ｻｰﾋﾞｽ	404.4	505.5	674.1	628.6	646.1	699.6	802.6	747.1

[*228] G. Coloma,"Desempeno empresario y contexto economico:Un analisis del periodo 1991-1992", Instituto Para el Desarrollo Industrial de la Fundacion UIA, Documento de Trabajo No. 12, 1993 を基に作成。本調査は、ブエノスアイレス株式取引所に上場している 50 企業の決算データを分析している。財の分類は海外との競合度を基準としている。貿易財とは海外からの輸入財と競合関係にある財を指す。非貿易財とは、天然の障壁（例えば、セメント等）又は保護措置（自動車の例）によって輸入財と競合関係に無い財のことである。民営化されたサービスは海外からの競争に直面しないが、これらサービスの動向を別途評価するため、他の非貿易財と区別した。民営化サービスの中で唯一、株式市場に上場している電話会社のみを考慮している。

例えば、ガス公社の民営化は、料金構造の大きな変化を引き起こした。新しい消費者区分やサービス内容の種類分け（基本的には、継続供給か断続供給か）、地域毎に異なる料金設定基準の導入によって、価格やサービス内容の多様化を進めた。これらの結果は、表5.10に反映している。不利な影響を受けたのは、住居消費者と商業、および特に小規模工業であり、工業用大規模消費者は好影響を受け、特に、断続供給を選んで単価が17.1%引下げられた消費者であった。1993年7月の料金調整以降、その度合いは縮小したものの、消費規模の大小や、工業、商業、住居消費者の区分による価格差別は著しい。

表5.10.：ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ首都特別市及びﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ首都圏における天然ガス料金の推移*229

消費者区分	1992年末		1993年初		変動率	93年7月の調整率（%）*230
	税別	税込み	税別	税込み		
住居	154.2	212.1	173.5	238.6	12.5	0.41
商業	114.4	171.6	127.5	191.2	11.4	0.39
工業(P)	88.1	114.5	108.0	140.4	22.6	0.36
工業(F)	88.1	114.5	94.6	123.0	7.4	0.34
工業(I)	88.1	114.5	73.0	94.9	-17.1	0.34

ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ首都特別市とﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ首都圏における配電系統の民営化においても同じような状況が見られる。しかし、この場合は、もっとも大きな料金の調整が民間部門への譲渡に先立って行なわれている。表5.11. からも分かるように、住居消費者の1992年の平均料金は、1990年と1991年の料金と比べて、それぞれ、73.2% と23.8% 上昇している。また、工業分野のタイプ別の上昇率は大きく異なる。例えば、1990年～1992年の間、小規模工業消費者の平均料金は22.2% 上昇している一方、中規模工業消費者の料金は15.6% 、大規模工業消費者の料金は僅か0.1% 上昇したのみである。

*229 G. Coloma, "Los precios del gas natural; analisis, comparacion y evolucion", Instituto para el Desarrollo Industrial de la Fundacion UIA, ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ, 1993 とENARGAS, "Informe sobre tarifas aplicadas por licenciatarioas de gas", ﾌﾞｴﾉｽｱｲﾚｽ, 1993からのデータをもとに作成。「住居」は低圧配ガス網から供給を受け、1カ月当たり100m3の消費まで、「商業」は低圧配ガス網から供給を受け、1カ月当たり6000m3の消費まで、「工業(P) 」は、低圧配ガス網から供給を受け、1日当たり1000m3の消費まで、「工業(F) 」は低圧配ガス網から供給を受け、1日当たり10000m3までの消費者、「工業(I) 」は高圧配ガス網から供給を受け、1日当たり10000m3 まで消費し、かつ消費を年内のいつの季節でも中断できる消費者である。
表中の単位は m3と%。

*230 " Producer Price Index, Industrial Commodities" , Bureau of Labor （米国）による調整。

表5.11.:各種消費者別電力料金の最近の推移[*231]

年	住宅	工業 Ic	工業 Ih	工業 Ii
1990	51.06	120.6	71.1	52.9
1991	71.49	120.1	66.4	45.0
1992	88.48	147.3	82.5	52.9
1992→93の上昇率	23.80	22.7	24.2	17.7
1990→92の上昇率	73.20	22,2	15.6	0.1

売上高と収益の面で最もダイナミックな分野が、海外との競争から保護された分野と最近になって民営化されたサービス分野であるという経済構造の中では、資本形成の面でも同様な傾向を読み取れる。様々な公企業の民営化分野や多くのサービス業、特に、非貿易財の分野と比べて、大部分の財の生産部門における投資はインセンティブに欠けている。言い替えれば、いくつかの例外を除いて、マクロ経済政策は財の生産における資本形成を促していない。したがって、1国の中期的な国際競争力に対しては、民営化された企業の生産性が運よく向上して、その他の部門、特に、輸出財生産部門にコスト削減効果が波及するのを期待するしかない。

しかしながら、民営化による経済インフラ分野での大規模な投資の兆候は見つけられず、また、今後の大きな投資の盛り上がりも予想されない。表5.12. に示すとおり、民営化企業による1991年-92年の投資実績と1993、1994年の投資計画の対GDP比は、1992年を除けば、1980年を下回っている。

また、絶対額から見ても、これらの投資規模は著しく大きなものではなく、時間と共に減少傾向を示すだろう。更に、1991年以降の実績、計画とも、1980年～1990年の平均値（約36億ドル）を上回るものではない。

[*231] G. Coloma, "Las tarifas electricas argentinas:evolucion 1985-1992", Instituto para el Desarrollo Industrial de la Fundacion UIA, ブエノスアイレス 1992 のデータをもとに作成。「住居」は低圧配電網に接続され、2カ月当たり250 KWH まで消費する消費者、「Industrial IC」は低圧配電網に接続され、1月当たり16,700KWH まで、「工業 Ih」は中圧配電網に接続され、1月当たり333,300KWHまで消費し1,000 KWの設備容量（稼動率46%）を有する消費者で、「工業 Ii」は高圧配電網に接続され、1月当たり5,833,300KWHまで消費し10,000KWの設備容量（稼動率81%）を有する消費者である。単位は、1KWH 当たり0.001 ドルと%。

表5.12.:粗固定投資の推移[*232]

年	粗固定投資		民営化企業による投資		
	百万ドル	対GDP比	百万ドル	1980=100	対GDP比
1980	53,000	25.4	4,248	100	8.0
1981	42,000	22.5	3,931	93	9.4
1982	18,000	21.4	3,499	82	19.4
1983	22.000	21.2	3,565	84	16.2
1984	23,000	19.7	3,381	80	14.7
1985	16,000	18.7	2,667	63	16.7
1986	18,000	17.0	3,247	76	18.0
1987	23,000	19.7	5,920	140	23.7
1988	19,000	18.8	5,100	120	26.8
1989	12,000	15.0	2,304	54	19.2
1990	20,000	14.1	2,177	51	10.9
1991	28,000	14.7	1,450	34	5.2
1992	38,000	16.6	3,517	83	9.3
1993	46,309	17.9	2,712	64	5.9
1994	54,717	18.8	2,630	62	4.8

上の状況は検討すべき一連の問題点を残している。一方で、粗固定投資の推計が現行の為替レートや非現実的な見通しによって「歪み」を受けていないか検討すべきであり、もしそうであれば、民営化公共サービス分野の相対的に低い投資水準の説明が付く。他方、粗固定投資の見積りや推計が現実的なものであるとすれば、民営化サービスの新しい運営企業体は、従来の公企業の重大な問題が欠陥経営と非効率的な資金割当にあったと見ていることになる。この想定が正しければ、新しい運営企業体による利益の海外送金は予想額を更に上回るものとなろう。

*232 F.A. M. de la Balze (編集),"Reforma y convergencia. Ensayos sobre la transformacion de la economia argentina", ADEBA,ブエノスアイレス, 1992及び経済公共事業省「Argentina en crecimiento 1993-1995」ブエノスアイレス 1993をもとに作成。民営化企業の投資は、ガス、電話、鉄道・地下鉄、港湾と上下水道分野に該当するものである。1993年と1994年の数値は、経済公共事業省による推計値である。単位は、百万ドルと%。

5．6．民営化の集中化効果と経済力の新しい構造

国内外の様々な分野で活動する数百の国内資本企業と外国資本の子会社が民営化の各段階に参加した。この数字は大きいように見えるが、国内で活動している株式会社の数が数十万あり、工場数も10万以上あることを考慮すれば、この数字は必ずしも大きなものではない。

しかし、公企業の民営化に参加した企業数は、全ての民営化に参加した企業数の単純な累計よりは大幅に少ない。実際、国内企業と外国企業が頻繁に連合を形成したこと、1企業が複数の民営化に参加していること、また、特に、多数の企業が同じ企業系列グループに属していること考慮すべきである。

公企業の民営化に関連して資本面の集中化が進んだことは、70年代半ばからの国内経済グループと外国企業間の連携傾向を強めるものである*233。一般的にこれらの連携とは、経営資源と国内のロビー能力を提供する大規模国内資本グループ、国内外の債務を資本化した国内又は外国銀行と官公需の契約企業及び技術や経営ノウハウを提供する外国企業の間の連携である。

国内の大規模経済グループの全てが積極的に民営化に参加した訳ではないが、積極性や目的は異なるものの、大半のグループが民営化に参加している*234。このような状況の下で、次の3種類の企業戦略が区別できる：

＊従来から参入している分野で、管理下にある企業を通じて政府保有株式又は公企業を買収する経済グループ：

PetropolとInduclorの民営化に参加したIndupaグループ、Ipakoを通じてPolisurの民営化に参加した Garovaglio y Zorraquinグループ、Propulsora を通じてSOMISAの民営化に参加したTechint グループが該当する。

＊前方又は後方への垂直統合を図るため、公企業の売却又は公共サービスのコンセッションに参加する経済グループや多国籍企業。

製鉄業の主要インプットである電力の発電と配電を統合したAcindarやTechintグループ、港湾施設を確保した主要製油企業（Bunge y Born、Continental、

---

*233 外国企業と国内企業間の連携に関する過去の実績は少ない。E.M.Basualdo y M. Fuchs,"Nuevas formas de inversion de las empresas extranjeras en la industria argentina", CEPAL,ブエノスアイレス事務所, Doc. de Trabajo No. 33, 1989を参照。

*234 Alpargatas（80年代において繊維生産の多様化に失敗したグループ）やCORCEMAR（国内のセメント分野の寡占企業の1つ）のケースが例として挙げられる。

La Plata Cereal、Genaro Garcia 等）等が挙げられる。

＊活動分野の多様化を図るため、民営化への参加を通じて、従来の活動分野と関連のない業種に進出した経済グループ。

Perez Companc グループ（発電・配電、ガスの輸送・分配、鉄道、電気通信分野等の民営化に参加）、Cia. General de Combustibles（前者と同様な多様化）等の例である。

表5.13は、主要な国内経済グループと外国企業グループ（従来より国内で活動していた）が参加した民営化分野を要約している。

以上から、公企業の民営化計画は少数の経済主体による資本と経済権力の集中化を伴ったものと推測できる。

マクロ経済面、政治的、社会的な影響以外にも、民営化対象分野又は市場において次のような制約や硬直性が生じ得る。

＊規制機関の獲得又はcooptationの可能性と危険性の増大。
＊社会的に効率的な資源配分を歪めるような価格・料金政策（同一グループに属する企業間や消費者間での価格移転）が始まること。
＊民営化分野に特有の性質や規制枠組によって、追加的な新規参入者に対する障壁が出来上がること。
＊初めから低い競争水準の更なる低下。

結局、民営化企業の所有構造を政府が余り公表したがらないのは、実際に資本の集中化が生じており、民営化された市場分野の競争構造に大きな影響を与えているからに他ならない。これらの要素は、部門毎の規制機関を設置するだけでは民営化の過程で形成された多種多様の「歪み」を取り除くには不十分であり、規制の観点から「反独占」の法制度を整備することの必要性を示している。

表5.13.:民営化に対する国内外経済グループの参加（1990年～1992年）[*235]

企業グループ名	電力	ガス	石油	鉄道	電話	製鉄	石油化学	港湾ｻｲﾛ
PERZ COMPANC	Costanera 発電所	D.Metropolitana Trans. del Sur	1級油田： 2 2級油田：11	Ferroexp. Pampeano	Telecom Telefonica			
TECHINT	EDELAP	Trans. del Norte	1級油田： 2 2級油田：10	Ferroexp. Pampeano	Telefonica	Somisa		
ASTRA	EDENOR	D.Metropolitana	1級油田： 2 2級油田：10					
CIA.G.COMBUSTIBLES	Guemes発電所	D.Metropolitana Trans. del Norte	1級油田： 2 2級油田： 3	Ferroexp. Pampeano Delta-Borges				
SOCMA		D. del Centro D. del Este	1級油田： 2					
ACINDAR	P.de Mend-za発電所	D. Metropolitana		Gral.Roca		Somisa		
G. Y ZORRAQUIN		D. del Litoral					Polisur	
BUNGE Y BORN							R.Tercero	Pto.Bs.As.
LOMA NEGRA				Gra.Roca				

[*235] 経済公共事業省民営化局のデータより作成。

第６章：結語

６．１．アルゼンティンにおける民営化の教訓

1993年末までにアルゼンティンにおいて展開された民営化は、いくつかの側面から評価できる。マクロ経済変数や経済・社会・政治的な諸側面に対し、民営化は広範な構造的変革を引き起こした。広範で急速な民営化計画を実施したことによる成功と失敗、社会的コストと便益、民営化の長所と短所を見ると、多くの教訓を残している。

1991年までに実施された民営化と過去２年間に行なわれた民営化との間に（形態、方式、マクロ経済政策との関係の面で）違いはあるものの、アルゼンティンの民営化経験は同じ時期に他の国で実施されたものとは異なる特徴を有している。

当初の野心的なタイム・スケジュールに多少の遅れは生じたものの、実施スピードの速さが第一の特徴である。僅か３年余りの期間で、GDP の7～8%、国内総投資の20% 以上を占めていた生産及びサービス分野の公企業がほぼ全て民間部門へ移された。

短期的効果を最優先させた民営化のスピードは、さしあたって、公共部門の財政と資金調達の厳しい情勢を好転させた。また、対外債務の大規模な株式化を通じて、対外債務の再編交渉の場におけるアルゼンティンの立場を改善させた。

しかし、短期間にできるだけ多くの公企業を民営化することに重点が置かれたため、当初発表された幾つかの目標を達成できず、民営化に当たっての国際常識に基ずく多数の勧告に反したものがあったのも事実である[*235]。

従って、公式に掲げられた各種目標のいくつかは達成に至らず、部分的に達成されたものもある。また、段階的かつ組織的に民営化を実施することによって達成できたであろう成果を大幅に下回ったものであった。発表された目標と現実の成果を比較することによって、次のような問題点を挙げることができる：

＊民営化企業における投資の誘因と波及効果：契約で約束された投資は、最小限のものしか実現されず、また、規制枠組みの不備により、その履行管理が極めて困難に

[*235] ペロン党による現地財界及び外国債権者に対する「信頼獲得の切望」に関する議論を思い起こすべき。

になっている。投資約束を含まない民営化では投資額は非常に小さい。さらに、これらの少ない投資額の大部分は輸入機械の調達にあてられている。

＊財政不均衡の最終的な行方：多くの場合、初期のプラス効果は中長期的には相殺される。過小評価して資産を譲渡したことは、財政収入を縮小させた。一部の落札企業グループに与えられた税制優遇措置は税収の減少を意味し、また、民営化された企業の債務を国家が肩代りしたことは、利子や元本支払いの面での将来における財政負担を拡大した。

＊対外債務の大幅削減：ごく短期の効果を除けば、対外債務の株式化の効果は、受託者と公共部門自身による新たな対外債務の増大によって相殺される。

＊近代的な管理技術の導入、企業効率と社会に供給する財・サービスの質の向上：限られた例外を除き、新しい管理技術の導入はほとんど行なわれていない。大半の民営化企業における業績の改善は、民間部門へ譲渡する前が極端に悪い状況にあったことと、契約で保証された独占的な準レントの結果である[*237]。

＊ゲーム・ルールの総合的な変更：規制緩和、行政改革、民営化は、経済主体間の新しい関係を形成するための制度変更であったが、融資と官公需を独占してきた経済グループを更に強大にした。これらは依然として、ロビー能力を維持し、相対価格と富の分配に影響力を拡大している。企業家精神の高い輸出指向の新しい経営者層を生み出してはいない。

他方、公企業に対する適切で選択的・段階的な民営化政策によって得られると考えられる社会的利益を制限するような、いくつかの論点が完全に無視されている。

その代表例は次のとおりである：

－民営化前の対象事業体再建の不徹底[*238]

－幾つかの民営化分野に対する規制枠組作りに対する取り組みの不十分さ

－寡占又は独占市場を保証したこと

－企業リスクが殆ど無い条件を設定したこと

－生計費に影響の大きい公共料金を自由化したこと

－消費財や貿易財生産部門に大きな影響を与える相対価格構造の急激な変化を引き起

---

*237 更に、航空、ガス、電力、電話及び鉄道の一部の路線の民営化に参加した外国の専門企業は、国際的に見てトップ・クラスの企業とは限らない。

*238 場合によっては、民営化に関する社会的コンセンサスを得るため、計画的にサービスの質を落としたり、事業体の赤字を際立たせるようなことが行われたように見られる。

こしたこと

－多数の業者が参加する本来の競争入札を実現しようとする意志が希薄であったこと

－資本集中化プロセスを促したこと

上の諸点については本書の各章で既に検討されているが、特に自然独占と強い寡占構造が形成された分野に関し、公的規制に関する問題点を改めて強調しておく。あらゆる民営化に伴う規制作りの複雑さに対する政府の関心の低さを示す最も顕著な制度的不備の例を下に挙げる：

＊企業を民間部門へ移管した後になって、規制枠組みを整備したり、当該規制機関を設置したこと。

＊民営化企業の独占又は寡占状態の維持を目指した措置。これらの措置に関する期限を定める条項はあるが、規制機関の弱さと一般化した汚職環境が続く限り、契約終了時における政府の交渉能力は低いものと思われる。

＊入札前に決められていた規範をしばしば変更し、規制システムの信頼性を傷つけるとともに、落札者との再交渉を通じて既得権を侵害するなど、政府に対する信頼を損なう可能性のあること。

＊受託者の寡占的行為に対する消費者の保護が十分でないこと[*239]。

＊実際上、罰則適用が難しく容易に回避できる条件を設定したこと[*240]。

＊民営化企業に対する規制機関の独立性の保証。

アルゼンティンの民営化経験からのもう１つの重要な教訓は、民営化公企業の所有が極めて少数の経済グループに集中したことと関連する。民営化公企業の所有者の公表に対して政府が関心を払わないことは、大半の民営化に共通して見られる資本の集中化を助長するものと思われる。広範な分野を支配しているこれら数少ない経済グループ（水平又は垂直的に統合している）がしだいに影響力を増やしてくれば、社会における政府の調整能力に深刻な影響を与える。

全てのまたは特定の公企業民営化の政策決定がなされたわけだが、各種マクロ経済変数に対する民営化の影響という観点からは、民営化を順を追って段階的に行なうべきであって、短期・長期の様々な政策目的間の整合性を図りつつ最適な方法を追求すべきであった。

---

*239 その最たる例は、政府が既存の法的手段を通じて寡占・反競争的な行動を抑制できなかったYPF SA. のケースである。

*240 最も顕著な例は、国内の２つの製鉄企業が同一企業連合に参加することを禁止した民営化条件に反して、ACINDAR 社がAceros Parana (旧SOMISA) のChartered West LB Ltd.銀行（英国）の持ち株の買収を行ったことである。国際的な水準と比べるのではなく、過去のアルゼンティンと比べれば、最近、ENREやENARGAS 等による受託者の著しい契約違反（過大請求やサービスの極端な悪さなど）の取締機能に改善が見られるようになった。

また、対象企業の再編や健全化は、移管される資産の価値を最大にするように行なうべきで、社会的便益を大きくするような規制枠組を前もって作るべきである。このような点で、アルゼンティンの民営化は、より良い方法で実施されたとは言い難い。

表6.1.: 民営化計画の成果の要約

明示的な目的又は暗黙の目的	短期的成果	中期的展望
財政赤字の削減	大（国家改革と合わせて）	不明確（税制は逆進、整合的でない）
対外債務の削減	大（内債と民間債務の増大によって相殺されている）	債務総額は増加。 再国有化の危険性がある。
投資の拡大	中（ただし、国の投資能力を上回っている）	非常に段階的で、検証が困難。
企業効率の改善	小さい。	改善が期待できる。
サービスの質の改善	やや有り（以前の低いパーフォマンスに比較して）	最善の結果に到達する可能性は少ない。
料金／価格の低下	限られたケースで低下している。 大きな上昇も見られる。	料金に対する社会的補助金と税金の削減。
政府イメージの向上	実業界から評価。	高いコストを伴う。 実現性のある連携機構が形成されていない。
望ましい目的	短期的成果	中期的展望
所有の民間部門への分散	殆ど実現されていない。	高い集中と正当性の欠如。
現在価値の最大化	民営化前に再編を行ったなら民営化が遅れたであろう。	
レント源の確保	重要な天然資源を保持していない。	
公共サービスの規制制度	不十分でかつ遅れている。 規制主体の獲得。	不明確。 世論に依存。

6．2．JICAの技術協力に関して

本調査を通じて、貿易の自由化、経済の規制緩和、国家機構の改革、民営化計画の結果として生じたアルゼンティン国家の再編の特徴と再編後の輪郭について検討してきた。また、今後、改良や修正が行なわれるであろうが、これらの再編の中で生れ、今後機能していく規制制度について分析してきた。

他方、規制制度（特に、民営化された公共サービスの規制機関）は形成段階にあり、これらの大半が経験蓄積のごく初期の段階にあることが確認された。

今後のJICAの協力は、規制緩和や民営化によって経済制度の枠組が大幅に変更された分野に向けられることが望ましい。ただし、主として第４章で記述したように、規制機関の整備状況は未だ初歩の段階にあり、CNT を除いた大部分の規制機関は具体的な事業内容の詳細まで決められていない。

このような状況下で、当面２つの方向からの協力が考えられる。特定分野に対する規制枠組や規制機関の事業内容策定のガイドラインとなるようなマスタープラン作成に係る協力が考えられる。同時に、規制機関の中堅職員向けの安全規準、環境規準、技術的評価能力等向上のための技術協力分野が存在する。

アルゼンティンでは規制制度自体が整備途上にあり、規制制度の整備・不備にかかわらず、日々の経済活動は間断なく行なわれているのであるから、経済活動の混乱を最小限に食止めるためにも、早急に担当省庁・部局との対話を進めつつ、具体的な技術協力に結付けることが望ましい。

本調査を通じて、JICAによる協力の観点から次の点が指摘できる：

＊政府機構の改革、特に実施機関や州機関への分権化が進み、潜在的に協力を必要とする機関が増加している[*241]。

＊この現象は、相反する２つの効果を伴う。１つは、協力を必要とする機関の数が増加し、機関が分散することである。他方、官僚機構による過剰な管理が除かれ、協力が実際のニーズが存在するところに向けられ、有効に活用される確率が高まる。

＊経済省が現在計画している全規制機関を統括する機構が設置されても、協力の継続

[*241] これは、特に運輸事業（道路、鉄道、海運）及び上下水道事業に関連する分野で多く見られる。

性と拡大を図るためには、各規制機関との様々な接触手段を維持することが望ましい。

＊本調査は、将来のJICAの協力が集中されるべき規制機関の見取り図を提示し、それらの運営に係る将来の課題を記述している。

＊一般的に、協力のニーズは以下の分野に集中するものと予想される：

－現行の規制枠組みの不備に対する現行制度の見直し
－民営化された公共サービスの水準を評価したり比較する技術協力、特に、中間層技術スタッフを対象とした訓練と機材の導入
－インフラ関連分野での協力。特に、港湾分野において現在設立過程にある各機関と新しいAGP に対する（航路の浚渫、標識設置、環境保全等）技術指導[*242]
－特に、州や市町村レベルでの環境管理、産業廃水・産業廃棄物処理に係る分野。
－未だ民営化が行なわれていない分野の中で、空港の運営管理の委託は、設備の近代化が伴うため、協力ニーズは大きいものと思われる。
－中期的には、社会問題に関連した技術協力のニーズの拡大が予想される：貧困から来る病気、病院運営、初等教育の強化等が挙げられる。

[*242] 先にも指摘した通り、運輸部門（道路、鉄道、河川・海上輸送）においては、規制枠組みの不備が著しく、関係機関の役割も明確でない。

付録１：アルゼンティン民営化計画の詳細

表A.1.1.：製造業公企業の主要民営化……付1-2
表A.1.2.：電力部門の主要民営化……付1-3
表A.1.3.：天然ガス供給部門の主要民営化……付1-4
表A.1.4.：石油部門の主要民営化……付1-5
表A.1.5.：その他分野の公企業の主要民営化……付1-6
表A.1.6.：1993年末現在で未終了の民営化対象……付1-7

表A.1.1.: 製造業公企業の主要民営化

民営化企業名	分野	民営化対象資本	売却金額		落札企業名
			現金	債務証券	
POLISUR SA	石油化学	30%	14.1	41.0	IPAKO SACIF
PETROPOL SA	石油化学	30%	4.5	12.1	INDUPA SAIC
INDUCLOR SA	石油化学	30%	17.8	50.6	INDUPA SAIC
MONOMEROS VINILICOS	石油化学	30%	9.3	26.5	VINICLOR: DUPERIA & INDUPA
PETROQUIMICA RIO III	石油化学	39%	7.3		EGERTON FINANCE
ALTOS HORNOS ZAPLA	製鉄	100%	3.3	29.7	EMPRESA ACEROS ZAPLA: AUBERT DUVAL, SOC. INDUSTRIELLE DE METALLURGIE AVANCEE, CITICORP, PENSA & PENFIN
TANDANOR SA	造船	100%	59.8		BANCO HOLANDES, SUD MARINE ENTERPRISES, CIA. ARG. DE TRANSPORTE MARITIMO
SOMISA	製鉄	80%	140.0	12.1	PROPULSORA SIDERURGICA, USIMINAS, CIA. VALE DO RIO DOCE, CIA.ACEROS DEL PACIFICO & WEST CHARTERED LIMITED [3]
CARBOQUIMICA SA	化学	42%	0.3	0.7[1]	SAFETY - PITTMETAL
FM TOLUENO SINTETICO	化学	100%	0.8	1.8[2]	RUTILEX & HIDROCARBUROS ASOCIADOS
FM DE VAINAS Y COND.	導体	100%	12.4	2.6[2]	GUIELLERMO DECKER, METALURGICA INDUSTRIAL & IND. ELECTRICAS DE QUILMES

注：経済公共事業省民営化局のデータ（1991年～1993年）より作成。金額の単位は百万ドル。
[1] 名目値　、[2] 現金相当分、[3] この企業の保有株式は、その後、ACINDAR へ売却された。こうして、国内製鉄企業２社が１つのコンソーシアムを形成して民営化に参加することを禁じた条項を回避した。

表A．1．2：電力部門の主要民営化

民営化企業名	民営化対象資本割合	売却収入		落札企業名
		現金	債務証券	
SEGBA:Ctral. Puerto Nuevo (1009MV)	60%	92.2		Chilingener, Cia.Chilena de Dist. Electrica Region V, Chilectra Region V
SEGBA: Central Costanera(1260MV)	60%	90.1		ENDESA, Enersis, Dist.Chilectra Melopolitana, Inversora Patagonica, Inter Rio Holding, Costanera Power Corp.
SEGBA:Central Dock Sud (58 MV)	90%	8.5		Polledo SA
AyEE:Central Alto Valle (95 MV)	90%	22.1		Acindar SA & Massuh SA
AyEE: Central Guemes (305 MV)	90%	10.0	76.2	ALTO VALLE HOLDIG: Coop. Pcial. de Servicios Publicos y Comunitarios de Neuquen, Dominion Generating & Dominion Management
AyEE: Central Sorrento (226 MV)	90%	5.0	3.8	CONSORTIUM POWERCO: Duke Guemes, Soc. Comercial del Plata, Iberdrola, The Argentine Investment, PCW American & Development Assoc.
AyEE: Central San Nicolas (700 MV)	88%	10.0	56.1	Malvicino SA, IATE SA, Eleprint SA & Argon SA
AyEE: C. Termicas del NOA (397MV)	90%	2.0	13.2	Fed.Trabadores Luz y Fuerza, Horizonte, Fazio SA, Caminos SA & Atahualpa SA
AyEE: C. Termicas del NEA	90%	0.4		IATE SA
AyEE: C. Termicas Patagonicas	51%	5.2		Fed.Trabadores Luz y Fuerza, IATE SA, Eleprint
AyEE: TRANSNOA SA (送配電)	90%	2.0	6.7	Fed.Trabadores Luz y Fuerza, IATE SA, Banco Feigin SA, TECSA SA
AyEE: TRANSENER SA (送配電)	65%	30.0	204.1	CITELEC: Duke Transener, Electrica del Plata, Energy Transener, SADE, Intl.Grici Finance BV, Inter rio Holgg. Establish., Argentine Investment
HIDRONOR: Cerros Colorados SA	59%	27.4	45.6	PATAGONIA HOLDING: Dominion Generation, Dominion Energy Inc., Luis Dreyfus, Argener, SA Luis Dreyfus y Cia.
HIDRONOR: Alicura SA	59%	48.0	130.0	SEI Holding Inc., Asoc. de Electricidad, 17 de Abril de Inversiones, Resource Development Consultants
HIDRONOR: El Chocon SA	59%	87.0	136.9	HIDROINVEST: Hidroelectricidad SA, CMS Generation, BEA Inversora, CMS Enterprises Company, CMS Energy Corp.
SEGBA: EDENOR SA (配電)	51%	30.0	397.9	ELECTRICIDAD ARGENTINA: Astra, Electricite de France, ENDESA, Empresa Nac. Hidroelectrica del Ribargorzana, Soc. d'Amenagement Urbain et Rural
SEGBA: EDESUR SA (配電)	51%	30.0	481.0	DISTRILEC INVERSORA: Perez Companc, PSI Energy, Dist. Chilectra, Metropol, Enersis, ENDESA Chile
SEGBA: EDELAP SA (配電)	51%	5.0	134.0	Houston Ligthing and Power Co., Houston Industrial Inc., Inversora Catalinas & Techint

注：経済公共事業省民営化局のデータ（1991年～1993年）より作成。金額の単位は百万ドル。
債務証券の価値は、現金相当の価値で表示。

表A.1.3.：天然ガス供給部門の主要民営化

民営化企業名	民営化対象資本割合	売却収入		落札企業名
		現金	債務証券	
TRANSPORTADORA DE GAS DEL NORTE	70%	28.0	182.2	Novacorp Iternational, Transcogas, Inversora, Techint SA & Wartins SA
TRANSPORTADORA DE GAS DEL SUR	70%	100.0	256.2	Enron Pipeline Co.Argentuna, Cia. Naviera Perez Companc, Citicorp, Equity Investments & Argentina Private Development Trust Co. Ltd.
DISTRIBUIDORA DE GAS METROPOLITANA	70%	44.0	256.0	British Gas, Cia. Naviera Perez Companc, Astra, Ivertrad SA
DISTRIBUIDORA DE GAS BS.AS. NORTE	70%	28.0	127.6	Gas Natural SA, Discogas SA & Manra SA
DISTRIBUIDORA DE GAS NOROESTE	90%	10.0	62.0	Cartellone Cosntrucciones Civiles SA, Banco Frances del Rio de La Plata & Cia. de Consumidores de Gas de Santiago SA
DISTRIBUIDORA DE GAS DEL CENTRO	90%	18.0	120.0	Sideco Americana SA & Societa Italiana per il GAS SPA.
DISTRIBUIDORA DE GAS DEL LITORAL	90%	14.0	89.6	Tractebel SA, Iberdrola SA, Garovaglio y Zorraquin SA, & 17 de Abril SA de Inversiones
DISTRIBUIDORA DE GAS CUYANA	60%	26.0	96.0	Sideco Americana SA & Societa Italiana per il Gas SPA.
DISTRIBUIDORA DE GAS DEL SUR	90%	14.0	134.0	Camuzzi Gazometri SPa (Grupo CG Argentino SA)
DISTRIBUIDORA DE GAS PAMPEANA	70%	18.0	217.4	Camuzzi Gazometri SPa (Grupo CG Argentino SA)

注：経済公共事業省民営化局のデータ（1991年～1993年）より作成。金額の単位は百万ドル。
債務証券の価値は、現金相当の価値で表示。

表A.1.4.：石油部門の主要民営化

民営化企業又は油田名	資本%	金額	落札企業名
ＹＰＦ：一級油田			
Tordillo (Chubut)	90%	187.0	Tecpetrol (Techint), Santa Fe Energy
El Huemul-Koluel Kaike (Sta.Cruz)	70%	187.4	Total Austral SA
Puesto Hernandez (Neuquen)	50%	560.1	Cia. Naviera Perez Companc, Occidental Exploration & Occidental de Argentina
Vizcacheras (Mendoza)	100%	243.4	Astra CAPSA & Repsol SA
Santa Cruz I	70%	55.0	Quintana Petroleum, Marc Rich & Cia. General de Combustibles (CGC)
Santa Cruz II	70%	141.6	Cia. Naviera Perez Companc, Astra CAPSA, Inter Rio Holding Establishment
Tierra del Fuego	70%	143.5	Bridas SAPIC, Chauvco Resources Ltd.(Canada)
Palmar Largo Cuenca Noroeste	70%	36.0	Pluspetrol, Norcen Ltd., Cia. General de Combustibles, Dong Won Co. Ltd., YPF
Aguarague Cuenca Noroeste	55%	143.7	Tecpetrol, Ampoles Argentina, Cia. General de Combustibles, YPF, Braspetro
ＹＰＦ：その他			
Refineria Campo Duran	70%	64.1	Refinor: Cia. Naviera Perez Companc SA
Oleoducto del Valle SA	70%	77.1	Cia. Naviera Perez Companc, Bolland, Bridas, Pluspetrol, Astra, Tecpetrol
Destileria Dock Sud	100%	11.7	Destileria Argentina de Petroleo SA (DAPSA)
Destileria San Lorenzo	100%	12.2	Cia. Naviera Perez Companc, Cia. General de Combustibles, PASA
Ebytem SA	100%	19.0	Isaura SA
タンカー（６隻）	100%	3.6	Viviana Speranza & Global Marketing Systems
Transportes Maritimos Petroleros	70%	41.8	Antares Naviera SA
Iterpetrol SA	49%	8.7	Sociedad Comercial del Plata
Pta. Aerosoles Dock Sud	100%	0.9	Arpetro SA
Terminales Maritimos Patagonicos	70%	10.1	Cia. Naviera Perez Companc, Astra, Bridas, Dapetrol, Amoco, Cadipsa, Cias. Asoc. Petroleras, Total Austral
Y.P.F.株式会社（本体）	45.3%	3,040.0	株式の国際上場
燃料局 (Subsecretaria de Combustibles)：２級油田			
28 油田 － CPI 1/90	241.1		Cia. Naviera Perez Companc (11カ所), Tecpetrol (10 カ所), Astra Capsa (6カ所), Pluspetrol(9カ所), Cadipsa (9カ所), Petroquimica Comodoro Rivadavia (5カ所), Triton Argentina (5カ所), Benito Roggio e Hijos (2カ所), Bridas SAPIC (2カ所), Cia. General de Combustibles (2カ所), Operaciones Especiales Argentina (3カ所), Petrolera Argentina San Jorge (2カ所), Roch SA, Panam Group SA (2カ所), EPP(4カ所) Tecniagua 他
9 油田 － CPI 2/90	15.8		
22 油田 － CPI 1/91	140.5		
5 油田 － CPI 2/91	18.8		
22 油田 － CPI 1/92	48.0		

注：経済公共事業省民営化局のデータ（1991年～1993年）より作成。金額の単位は百万ドル。債務証券の価値は現金相当分の価値で表示。

表A．１．５．：　その他分野の公企業の主要民営化

民営化企業名	分野	金額		落札企業名
		現金	債券	
AEROLINEAS ARGENTINAS	航空会社	260.0	1,610.0	IBERIA, Banco Hispano Argentino, A. Riva, Devi Conctrucciones
ENTEL - TELEFONICA	電気通信	114.0	2,700.0	Telefonica de Espana, Citicorp, Inversora Catalinas
ENTEL - TELECOM	電気通信	100.0	2,328.0	STET, France Cable et Radio, J.P. Morgan, Cia. Naviera Perez Companc
CANAL 11 (コンセッション)	テレビ局	8.2		Television Federal SA
CANAL 13 (コンセッション)	テレビ局	5.7		Arte Radiotelevisivo Argentino SA
HOTEL LLAO LLAO	ホテル	3.7	12.0	Citicorp Capital Invetment, Choice Hotel International, Cofica, Sur Hotel SA
ELEVADOR PUERTO BUENOS AIRES	港湾施設	1.1		Bolsa de Cereales de Bs.As., Sociedad Rural Argentina, Confedeaciones Rurales Argentinas, SA Genaro .Garcia, La Plata Cereal, etc.
ELEVADOR QUEQUEN	港湾施設	2.9		Bunge y Born Comercial, Genaro Garcia, La Necochea Quequen, La Plata Cereal, Nidera Arg., Productos Sudamericanos, Tradigrain, Bolsa de Cereales de Bs. As., Conf. Rurales Arg., etc.
ELEVADOR PUERTO DIAMANTE	港湾施設	2.0		Cia. Continental Sa, Domingo Sapino SA, Granero SRL
UNIDAD PORTUARIA SAN PEDRO	港湾施設	4.1		Servicios Portuarios SA
ELEVADOR VILLA CONSTITUCION	港湾施設			Servicios Portuarios SA
ELEVADOR TEMINAL ROSARIO	港湾施設	3.5		Servicios Portuarios SA
ELEVADOR SANTA FE	港湾施設	0.1		INCOPP SA
ELEVADOR MAR DEL PLATA	港湾施設	2.65		Cia. Argentina de Comercio, J.F.Cisneros, Pablo J.Santiago, Sara Ramos Mejia
SATELITE TELECOMUNICACIONES	衛星	1.5		Alenia SA, Dasa SA, Aerospatiale, Embratel, Alcatel
OBRAS SANITARIAS DE LA NACION	上下水			Lyonnaise des Eaux Dumez, Sociedad Comercial del Plata, Aguas de Barcelona, Meller, Banco Galicia, Anglian Water, Compagnie Generales des Eaux
RUTAS NACIONALES	道路			Techint, Sideco Americana, Decavial, SADE, Dycasa, Conevial, Supercemento, Benito Roggio e Hijos, etc.
HIPODROMO ARGENTINO	競馬場	61.5		Information Technology Acquisition, Hipica Iraola, Valfinsa, S.Maronese, Kocoureck, Productora Kartell
RAMAL ROSARIO - BAHIA BLANCA	鉄道			Techint, EACA, Gesiemes, Chase Manhattan Inv. Arg., Riobank Internat., Sociedad Comercial del Plata, Iowa Interstate Railroad
GENERAL MITRE	鉄道			Aceitera Gral. Deheza, Bco. Frances del Rio de La Plata, Roman Maritima, Asociacion de Cooperativas Argentinas, Montana Rail Link, Anacostia Pacific
RAMAL DELTA BORGES	鉄道			Sociedad Comercial del Plata
"RESTO" DEL FERROCARRIL ROCA	鉄道			Loma Negra, Decavial, Petroq. Cro. Rivadavia, Asoc. de Cooperativas Argentinas, Banco Frances del Rio de La Plata, Acindar SA
GENERAL URUQUIZA	鉄道			IMPSA, Olmatic, Alesia, Petersen, Thiele y Cruz, Railroad Develop., Consolidated Rail Corp.
SAN MARTIN Y "RESTO"	鉄道			IMPSA, Roman Maritima SA, Transpelt SA, Gervasio Hugo Bunge
SARMIENTO	鉄道			

注：経済公共事業省民営化局のデータ（1991年～1993年）より作成。金額の単位は百万ドル。
　債券の価値は、現金相当分の価値で表示。

表A.1.6.: 1993年末現在で未終了の民営化対象

企業名又は事業所名	分　野	民営化方式	民営化部分
国　防　省　管　轄			
PETROQUIMICA BAHIA BLANCA	石油化学	売却	51
AREA MATERIAL CORDOBA	飛行産業	売却	100
FABRICA MILITAR SAN FRANCISCO	軍用産業	売却又は賃貸	
TANQUE ARGENTINO MEDIANO	戦車	清算	
FABRICA MILITAR RIO TERCERO	化学産業	売却	75
FABRICA MILITAR D. MATHEU	武器産業	売却	
SIDINOX	特殊鋼材	清算	100
FABRICA MILITAR PILAR	軍用産業	売却	
TECNOLOGIA AEROESPACIAL SA	技術	清算	
ASTILLEROS Y FABRICAS NAVALES DEL ESTADO	造船	清算	
AEROPUERTOS	飛行場	売却	
ASTILLERO MTO. MANUEL DOMECQ GARCIA	潜水艦		
SISTEVAL SA			
FABRICA MILITAR FRAY LUIS BELTRAN	軍用産業		
FABRICA MILITAR DE POLVORAS V. MARIA	軍用産業		
FABRICA MILITAR DE POLVORAS AZUL	軍用産業		
SATECNA SA	軍用産業		
国　　鉄			
FEMESA Y SUBTERRANEOS	鉄道地下鉄	ｺﾝｾｯｼｮﾝ	
道　路　局 (DIRECCION NACIONAL DE VIALIDAD)			
Corredores 22 y 29	国道	ｺﾝｾｯｼｮﾝ	
そ　の　他			
EMPRESA LINEAS MARITIMAS ARG. (ELMA)	船舶	売却	100
VIAS NAVEGABLES	河川航路	ｺﾝｾｯｼｮﾝ	
TERMINAL PORTUARIA PUERTO NUEVO	港湾施設	ｺﾝｾｯｼｮﾝ	
TELEFONIA CELULAR	電話	ﾗｲｾﾝｽ	
EMPRESA NAC. DE CORREOS Y TELEGRAFOS	郵便	ｺﾝｾｯｼｮﾝ	
CENTRALES TERMICAS MENDOZA SA	火力発電	売却	90
HIDROELECTRICA PIEDRA DEL AGUILA	水力発電	売却	59
DISTR. TRONCAL DE LA PATAGONIA (TRANSPA)	送電	売却	51
YACIMIENTOS CARBONIFEROS FISCALES (YCF)	石炭	ｺﾝｾｯｼｮﾝ	
CAJA NAC. DE AHORRO Y SEGUROS SA	金融	売却	60
CORP. ARGENTINA DE PRODUCTORES DE CARNE	食肉	売却	100
CASA DE LA MONEDA	貨幣印刷		

注：経済公共事業省民営化局のデータ（1991年～1993年）より作成。
　　金額の単位はは百万ドル。債券の価値は、現金相当分の価値で表示。

付録２：政府機構の改革と民営化の公共部門雇用への影響

本付録では、政府機構の改革と民営化計画による公共部門雇用への影響を評価し、「残存政府機関」の規制制度に関するコメント（第４章）を補足するものである。公共部門の雇用水準がア国のような中進国における公的部門の肥大化の指標として通常使われることに注意すべきである。

過去数十年間にわたる公務員数の推移を分析することによって、政府の機構改革と民営化計画によって引き起こされた変化の規模を把握できる。表A.2.1 が示すとおり、1960年から政府の機構改革の開始までの期間中、ア国の総人口の5.5%以上（経済活動人口の15%以上）が政府機関または公企業に勤めていた。従って、雇用分野に占める政府の比重は、無視できないものであった。

表.A.2.1.:公的部門の雇用の推移[*243]　　（単位；1000人）

年	中央行政府 (a)	公企業 (b)	(a)+(b)の対経済活動人口比[*244]	州行政府 (c)	(a)+(b)+(c)の対経済活動人口比と対総人口比[*245]
1960	542 (100)	415 (100)	12.9%	396 (100)	18.2% - 6.6%
1970	571 (105)	302 (73)	9.3%	484 (122)	14.4% - 5.7%
1980	574 (106)	325 (78)	8.4%	724 (183)	15.1% - 5.7%
1985	637 (118)	305 (73)	8.3%	838 (212)	15.5% - 5.9%
1989	673 (124)	284 (68)	7.9%	1093 (276)	16.9% - 6.4%
1993	310 (57)	25.6(6)	2.6%	1097 (277)	11.1% - 4.3%

1989年にかけて中央政府と公企業の雇用比率の低下が見られる。これは前政権の終り頃に世界銀行から資金供与を受けて実施された最初の希望退職計画の成果である。公務員の合理的な審査・昇進・育成制度がなく、また、この種の政策は有能な公務員が退職する傾向があるため、この時の計画の成果は小さいものであった[*246]。現在では、国家公務員制度(SINAPA)がこれらの欠陥の一部を補っている[*247]。

---

*243 出所：informe de Coyuntura del Cenrtro de Estudios Bonaerenses, Ano III, No.28,1993 年11月。
括弧内の数値は、1960年=100とした指数。

*244 中央行政と公企業の人員が労働人口に占める割合。

*245 中央行政、公企業、州行政の人員の合計が労働人口と全人口に占める割合。

*246 1987年末までの退職数は、中央行政で14,000人、公企業で5,500 人であった。

*247 前にも指摘したとおり、公務員システム(SINAPA)は、採用試験制度、昇級制度、等級の見直しや民間部門の賃金に近い賃金体系等を通じ、有能な公務員の確保を目的としている。しかし、独立政府機関においては、非ポリティカル・アポインティー職の場合でも、直接指名の習慣が続いている。これは、政府候補者の参加を認める選考方式によって可能となっている。

上の表から把握できるもう1つ重要な点は、州政府の雇用がシェア及び絶対数の面で持続的に上昇している点である。学校や病院を州や市へ移管する中央政府の合理化政策の結果*248、最近数年間でこの増加傾向が加速化している。これによって、政府機構の調整政策の効果は部分的に相殺されるが、州公務員の限界生産性（特に低開発州）は、国家公務員よりも低い（実際には、失業対策である）。州政府が採用できる合理化手段が少ないため、この高い雇用水準は将来も維持され、そのための中央政府からの交付金への依存が続く可能性が高い*249。

他方、表A.2.1.には、中央行政府と民営化公企業の雇用の最近の推移が示されており、政府機構改革による雇用の移動が把握できる。これらのデータは、1989年末から1992年までを示しており、1993年末現在における雇用の減少は1992年を更に上回っている。

1990年初めにおける中央行政府の雇用は334,300 人、中央政府機関の人員は、263,300人であったことを考慮すると、人員削減の規模が評価できる*250。

公企業の人員削減では、退職した大部分の人が新しい民営企業に吸収されている（表A.2.2.を参照）。一般的には、それまでの組合での身分や労働協約を維持する形で、公企業の退職者は民営企業に移っている。しかしながら、多くの民営化で、労使関係の悪化、意欲的な職員の解雇、賃金水準の悪化が民営化に先だって起こっている。また、民営化の落札以前の政府による干渉期間には、労務に関連する多くの訴訟が起こされた。政府はこれらの解決の責任を負っている*251。

他方、落札企業は、現行法に準じて実施する限り、解雇や労働協約の再交渉を行うことができる*252。このため、人員整理や労働協約の改定が民営化後に行われたケースも見られる。従って、表A.2.2.に示されている公企業における人員削減の数値は、更に拡大していると考えられる。

---

*248 この国の事業の「連邦化」は、非対称性を示す場合が多い（支出をカバーするが、収入をカバーしない）

*249 中央行政が人員整理を実施する一方、州政府は、1985～1987年、14.6万人の増員を行っている。他の州に比べて、ペロン党政権の州（例えば、La Rioja州は、40% の増員を行っている）が、より大きな増員を行っている。87.10.9 日付の La Nacion 紙6ページを参照。また、最近のSantiago del Estero 州で発生した危機も考慮すべきである。

*250 これらの変革は、世銀とIDB の650 百万ドルに達する支援を受けている。Domenicone,H. 他、"Hacia un Estado Moderno; el Programa de la Reforma del Estado", Bolletin Informativo Techint, No. 296, 1992を参照。

*251 第6章の表6において、規制機関が記録している対政府訴訟の要約が記載されている。

*252 第2章の労働市場の部分を参照。

表A.2.2.: 国家改革と民営化計画による雇用への影響[*253]

行政改革と公企業の民営化計画	対象分野	人員の変動
中央政府（目標：46,500人）	中央省庁	-43,300
予算書第11項以外の機関	社会保障会計、INDER他	-31,100
中央政府実施機関 （目標：75,300人） （削減：55,000人）	規制機関	- 9,300
	科学技術、教育機関	-21,000
	その他	-25,000
強化対象機関 （増員：14,500人）	連邦警察	+ 3,000
	刑務所	+ 700
	税関	+ 3,800
	国税庁	+ 7,000
公企業 （削減小計：110,250 人）	YPF	-12,800
	SEGBA	- 4,250
	国鉄	-27,500
	AEROLINEAS ARGENTINAS	-10,700
	ELMA	- 1,800
	OSN	- 1,500
	ENTEL	-46,400
	ENCOTEL	- 5,300

*253 アルゼンティン公共部門の改革に対する技術協力プログラム、世銀プロジェクト第3362-AR 号, "Evolucion de la dotacion de personal y metas de reduccion" ,1992 より集計。

付録３：アルゼンティンの税制に関する考察

税収構造の変化を観察すると、「通貨兌換法」の制定以降の税収構造は1993年中に壁に突き当たったことが読み取れる。兌換法の制定以来、税収額はそれ以前の数年間と比べると大きく増加している。危機的状況にあった1990年と比較すると（表A.3.1を参照）、1993年の第１四半期には68%の税収増となっており、1986年（アウストラル・プラン時）と比べれば40%増（表A.3.2.を参照）となっている。しかし、税収は1992年の第３四半期をピークに、第４四半期以降は減少傾向を示している。

表A.3.1.：通貨兌換計画における税収の推移[*254]

税の種類	1991年			1992年				1993年
	II	III	IV	I	II	III	IV	I
直接税	125.2	139.5	136.1	148.5	150.6	199.1	194.6	169.0
収益税	123.0	129.6	140.2	166.2	210.5	325.2	312.3	284.6
その他	127.5	149.6	131.8	130.5	89.4	70.5	74.5	50.9
取引税	272.8	306.4	285.2	229.2	108.8	26.2	7.2	0.5
消費税	141.8	150.1	176.9	179.0	213.8	222.3	219.6	206.1
付加価値税	162.3	181.3	225.6	244.5	319.8	337.8	335.0	318.8
タバコ税	140.1	135.5	150.1	122.9	118.1	118.1	120.8	133.0
その他物品税	121.1	122.7	146.6	133.5	138.5	138.5	152.3	107.7
ガソリン税	128.5	126.3	118.4	114.3	114.9	114.9	96.6	92.3
ｶﾞｽ、電気	33.7	33.6	105.2	72.0	17.4	17.4	57.4	3.5
印紙税	118.8	146.4	184.3	150.0	184.6	191.2	197.6	121.5
税制正常化	227.3	171.3	231.4	136.2	206.5	301.2	231.9	202.7
その他	43.9	30.0	46.2	41.5	12.0	11.9	13.9	24.1
合計	141.1	148.4	167.7	163.4	177.9	187.7	182.4	168.3

税収の推移は徴税構造の変化と連動している。消費に対する税収が最も増加しており、特に、付加価値税は課税ベースの一般化と税率の引き上げ(16%→18%)によるものだ。また、所得税を中心とする直接税の税収も大きく拡大している。他方、銀行取引税、外貨送金税、金融ｻｰﾋﾞｽ税などの取引に係わる税や、ガス、電力、電話の消費に対する特定税[*255]も廃止されて、これら取引関連の税収に占めるシェアは大幅に縮小した。

---

*254 Centro de Estudios Bonaerensesと国税庁(DGI)のデータ(1991年-1993年)より作成。1990年の月間平均を100とした指数で表示している。「取引税」とは、銀行取引税、外貨送金税及び金融ｻｰﾋﾞｽ税を指す。「税制正常化」とは、納税者に対する課税の正常化に伴う各種の税を指す。

*255 これらは料金の一部を構成することとなり、料金の変更はユーザーにそれほど影響せず、財政に影響を与えた。

通貨兌換計画が浸透するにつれて、各種の税の間で異なった動きが見られるようになった。新しい税収構造においては、兌換計画の２年目に消費に対する税収が全体の77% を占めるようになった（表A.3.2.）。この構成比は、兌換計画の１年目やアウストラル・プラン時（両方の時期共、税収の67.4%であった）と比べて大きく増大した。各種の消費税の中で、付加価値税の割合（58.1%）が大幅に伸びている。他方、燃料税をはじめとして、その他のいくつかの税収は大きく減少した。また、アウストラル・プラン当時と比較すれば減少したものの、直接税も税収の一つの柱となっている（1986年には税収の18.6%を占め、今回は14.7%を占める）。直接税の中で最も重要なのは収益税（税収の11.8%）で、それ以外の直接税は全体の2.9%を占めるのみである[*256]。

表A.3.2.：アウストラル計画と通貨兌換計画における税収[*257]

税の種類	アウストラル・プラン	通貨兌換計画	
	1986年	91.4～92.3	92.4～93.3
直接税	18.6	13.1	14.7
収益税	11.2	6.7	11.8
その他	7.3	6.3	2.9
取引税	6.9	11.9	1.1
消費税	67.4	67.4	77.1
付加価値税	31.4	41.6	58.1
タバコ税	0.0	7.5	5.8
その他物品税	14.4	4.4	3.3
ガソリン税	21.6	12.8	9.6
ｶﾞｽ、電気、電話	0.0	1.1	0.4
印紙税	2.5	1.6	1.7
税制正常化	0.0	3.5	3.7
その他	4.6	2.5	1.7
合計	100.0 %	100.0 %	100.0 %
1993.2.百万ドル	(1,491.9)	(1.805.9)	(2,084.0)

*256 個人に対する純資産税と偶発利益税が廃止され、法人資産税が新設されたが、その課税は一律で税率は低く、1986年に比べて構成割合の低下を引き起こした。

*257 Centro de Estudios Bonaerensesと国税庁(DGI)のデータ(1991年-1993年) より作成。1993年2月の価格を基準とした指数（%）。

要約すれば、通貨兌換計画が実施されてから、消費に対する課税に重心が置かれ、税収構造の逆進性が明かとなってきた。このような税収構造は不公平感を生み出すだけではなく、税収の推移を眺めれば、長期間維持する事が難しく、民営化計画が終了した後の財政の必要を満たすには不十分な税制となろう。

ここ数年間の所得分配に対して逆進的な現行の税制が限界に達したということは、いくつかの先進国の税制と比較した場合、アルゼンティンに他の代替的な税構造が存在しないということを意味するものではない。

表A.3.3.から容易に分かるように、アルゼンティンの税構造は先進諸国の税構造と大きく異なっており、（イギリスのように）最も逆進的な税構造を持つと言われる国と比べても類似性がない。基本的な違いは、アルゼンティンでは消費に対する課税額が税収の中心となっていることで、他国では個人や法人に対する所得税に基盤を置いている点である。

表A.3.3.：アルゼンティンと先進諸国における税負担[*258]

税の種類	ｱﾙｾﾞﾝﾃｨﾝ		日本		アメリカ		イギリス		スペイン	
	GDP比 %	合計=100	GDP比 %	合計=100	GDP比 %	合計=100	GDP比 %	合計=100	GDP比 %	合計=100
合計	19.9	100	30.0	100	28.3	100	35.9	100	31.8	100
対 所得	1.1	5.7	15.1	50.3	13.2	46.7	14.3	39.8	9.6	30.2
対 財・ｻｰﾋﾞｽ	10.2	51.1	2.7	9.0	4.5	16.0	10.9	30.3	8.7	27.4
対 資産	1.6	8.1	2.7	9.1	3.1	10.9	4.6	12.8	1.3	4.0
社会保障	5.4	27.2	8.7	29.0	7.1	25.2	6.1	16.9	11.4	35.7
対 貿易	0.8	3.9	0.2	0.6	0.3	1.2	0.0	0.1	0.7	2.4
その他	0.8	4.0	0.6	2.9	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.3

[*258] IMFと経済公共事業省のデータよりCentro de Estudios Bonaerensesが作成。

付録４：民営化計画に参加した主要コンサルタント企業[259]

民営化対象機関／部門	コンサルタント企業名と担当分野
SEGBA （発電・配電）	HIDRO QUEBEC INT.（技術）、FIRST BOSTON CORP.（財務）
GAS DEL ESTADO	DELOITTE Y TOUCH （総括）、STONE AND WEBSTER - ARTHUR ANDERSEN （技術）、ROTHSCHILD - GOLDMAN SACHS （財務）、MARVAL, OUFARREL AND MAIRAL - ANDREWS AND KURTH LLP （法律）
OBRAS SANITARIAS DE LA NACION	SIR WILLIAM HALCROW & PARTNER （技術）、PARIBAS （財務） INSTITUTO DI TELLA（規制枠組み）
航路（河川）	HYTSA （経済調査）
SOMISA SA.	BRAXTON ASSOCIATES（技術）、MERCHANT BANKERS（財務）
PETROQUIMICA BAHIA BLANCA	FIRST BOSTON - BANCO GENERAL DE NEGOCIOS （財務）
PETROQUIMICA GRAL. MOSCONI	FIRST BOSTON（財務）
ENCOTEL SA.	ECOLATINA SA. - COOPERS AND LYBRAND - HARTENECK, LOPEZ （ガイドライン）
CAJA NACIONAL DE AHORRO Y SEGUROS	TECNICA FINANCIERA KLEINWORT BENSON - COOPERS AND LYBRAND - HARTENECK, LOPEZ Y CIA （調整）、ESTUDIO ZANG, MOCHON Y VINES （法律）、ARTHUR ANDERSEN （監査）
AREA MATERIAL CORDOBA	ING BANK（財務）
水力発電部門	J. HENRY SCHRODERS - WAAG AND CO. INC （財務）
送電部門（高圧）	K.P.M.G. （財務・経済）
F.M. VAINAS Y CONDUCTORES ELECTRICOS "ECA"	CORPORACION FINANCIERA INTERNACIONAL（財務）
空港	BERTORA Y ASOCIADOS (PANELL KERR FORSTER) （全般）
国有不動産	BRAVO BARROS - EZCURRA MEDRANO - RUFINO ELIZALDE - BULLRICH -GIMENEZ ZAPIOLA
YPF 保有諸資産	MORGAN STANLEY AND CO. INC. - ROBERTS CAPITAL MARKETS SA. - LLOYD'S
YPF SA.	MERRYL LYNCH - CS FIRST BOSTON（総括）[260]、BANCO GALICIA - BANCO RIO Y DE VALORES（株式の国内売却）、MCKINSEY （再編）、ARTHUR D. LITTLE - ARTHUR ANDERSEN - SOLANET Y PRICE
AEROLINEAS ARGENTINAS & CIELOS DEL SUR	CONSULTORA P.P.P.SA. - ESOP SERVICES - COOPERS AND LYBRAND - MORA Y ARAUJO
発電・配電部門(CENTRAL PUERTO, COSTANERA, GUEMES, SORRENTO, ALTO VALLE, SAN NICOLAS, DOCK SUD, P. DE MENDOZA, TERMICAS DEL NOROESTE, TERMICAS DE NORESTE, EDENOR, EDESUR, EDELAP)	DEMARIA Y FERNANDEZ CONENBOLD - MARIO TERZANO Y ASOC. - M.R.M. INVESTMENT - MANSILLA DELICH - MORGAN GRENFELL - NORTON ROSE - WILDE SAPTE - SIR WILLIAM HALCROW AND PARTNERS - PROGRAMAS DE PROPIEDAD PARTICIPADA SA. - K.P.M.G. FISTERBUSCH - PICKENHAYN SIBILE - INTERBONOS CAPITAL MARKETS - AMERICAN CAPITAL STRATEGIES
TRANSP.GAS DEL NORTE, DIST. GAS BS.AS., CENTRO, LITORAL, CUYANA, NORTE	CONSULTORA P.P.P.SA. - ESOP SERVICES - COOPERS AND LYBRAND - MORA Y ARAUJO Y ASOC.
TRANSP. GAS DEL SUR, DIST. GAS METROPOLITANA, PAMPEANA, SUR	WILLIAM M. MERCER INC. - STROOCK AND STROOK AND LEVAN INC. - ECOCONSULT SA.

１９９４年３月現在。

[259] この表は参考情報に過ぎないが、外国のコンサルタント会社が支配的な役割を果たしていることが指摘できる。これには２つの要因がある：a)高い透明性と信頼性を求める国際金融機関（世界銀行、IMF）や外国債権銀行の要求、b)（外国の大学を卒業した）政府要人による現地コンサルタント企業に対する不信感から、専門的技術能力以外にも政治的な理由から現地コンサルタント企業を排除した。

[260] 第三者による国際的試算によれば、設定された基準価格はbook building をもとに期待された価格を下回り、株式バイヤーの大きな利益及び国庫の収入の縮小を招いた。しかし、現地コンサル企業には規制機関に対する今後の「隙間」分野の専門技術的助言の可能性は残されている。